安斎筆記

十二

十二

僧
494
12

帝國圖書館藏

一蛇形辨ヲ天佛家ニ蛇形ノ辨キ天
リ頭ハ女ニシテ身ハ蛇ノ蟠屈シタ
雜組ニ所謂ノ天主ノ像ニ似タル者也
天主ノ教行ハレシガ後ニ制禁アリテヨリ絶タ
リ彼蛇形ノ辨キ天ノ像ハ天主教行ハレシ時ノ
本尊ノ殘リ傳ハリタルニハ非ルカイブカシキ
物ナリ

一當色（下ニアリ）官職便覽神祇官篇ニ神祇式ヲ引テ曰伊
勢太神宮常祭（九月十一日朝廷儀式）幣帛ニ筥内藏寮供設
（中略）右當月十一日平旦天皇臨大極後殿奉幣（事見儀式）
其使諸王五位已上及神祇官中臣忌部官各一人

越後高橋氏藏書之印
湯林堂蔵書
帝國圖書館藏

一 給當色執幣五人使ノ従者三人各給ニ潔衣布一端ヲ
一 専女三狐専女神ト云フハ神ノ名也三狐ハ三箇ニテ三神アル故ノ名ナルベキ欲詳ナル㕝ハ知ラス三狐ト書ニ付テ狐ノ事ヲ専女ト云ヒ習ハセル欤百練抄ニ後三條院延久四年壬子十二月七日ノ記ニ藤原ノ仲季勘ヘテ罪名ヲ配流ス土佐國ニ於テ齋宮邊ニ依リ射殺ス白専女ヲとこそえたり是白狐の事をいへるや野獣を射殺せしを罪として流罪せしまでは必しかるまじき敬や白狐を貴む故に罪せしなるべし野獣の白狐国家に益あるべき抑も此も白狐をし神なりは何ぞ人々射しれけるや

神とあがめざる事明けし獣を貴て人を賤しむ大きなる愚やといふべし
一 神祠石燈 予が十四歳なりし付享保十六年六月十七日大風おこりける付は芝の里西の久保といふ者の居住せし宅地のうしろなる少高き地より其家の高さ幾尺斗の神祠を盗て年々の[illegible]より[illegible]送る[illegible]又常陸より来る[illegible]の[illegible]めまでに其神祠乃と高木乃間一人よりも過る[illegible]青木[illegible]にて祠の屋根の上に[illegible]髪の大[illegible]乃と[illegible]青木乃枝[illegible]崩て神祠はおのれ[illegible]もやおし

驚くべき事なり。乾元の恨みなんぞ人皆神威なりとのたまはんや。神威なりとのたまはば、神威にて驚き感ずべき事なるべきに、人々は伊勢乃神をとりどりにして法国のあれば、驚く事なれども、古昔より多くの人の祈りて、ようやく初めて神の事ハ人の祈りて、ようやく初めて神力現ずと法華経に説き給へる通り、一天下を見る者驚くべきなり。天の作り給ふ所の二儀地なり。升天の世界を色みるゆゑ陰陽の二儀なりて伸び屈し進退きわまりなく、万物を生ずる西のごとし。我進とも心若ハあれば、変化あるべ

ずるなり。天命といへども天の作り給ふごとし。天刑天罰天縁などいふも天地なるがゆゑ天の恐れとなるべきなり。事ハ必ず天の作り給ふ事なり。雪ハ天帝上帝といへども天人なりて事をつくさざるなれば、ことごとしく通じての事なるべかりき。何ゆえ我進とも天命なるの天ハ月輪を引とれども不害なり。天の作りとなハ心若あるべかし。又上帝天帝などいふも、ともに天の一種の人なるがゆゑ仏教に所謂帝釈などの類と同じ。その名ハいづれにても事ハ一なるべし。一切の中に善の作り出しあり。天の作りとなる事なれば

過せうの事なり

一 尚歯會（シヤウシクワイ） 去る巻四文字の尚歯会小序の會
昭立年三月廿一日白楽天履道宅にして行ひ
給ひ給ふ拾遺十九年三月十八日大納言
年右郷山野の所にして行はれけり又あれ
二年三月十三日大納言左衛門督四位の山荘にて
おこなはれける其後天延元年二月廿三日大納言
宗忠卿白河山荘にして行はる七賢の筆三吾
房業十八三 者を以て俗房業俊者前日中納言
俊七十 卒至七十 武部右大弁
資光二十三 武部大輔菅原時登二十六 中小巻俊

を病さとして待たるるを知りけり時登卿とも
書きけり俊は俊（シユン）なり中納言師仲卿の子なり
殊に秀才なり後朱雀天皇の寛弘二年の白とをつ位なり
右大弁武部大輔と称じ又学問論力の
句蓮賢商山の句酔野花の句を再三称して流
幽興を入れり 貴人は升堂なりて屋敷なりて或ひは
待臣なり或ひは貴族なりて命じて作らしめて
しけるなり故に如此の事を記せり世きの事
○同書巻五和歌篇 寛和二年三月九日前右大臣道
清輔朝臣賀茂歳流あり和歌の尚歯会を行ひ
けり七賢歌仙新撰（シヤウ） 神徳伯顕房王七十八日去称

四位成仲宿禰 四 七十 式部大輔永範 七十 右京権亮文教
朝臣 六十九 清輔朝臣 六十九 前式部 ○ 修理亮朝臣 六十
三 清輔朝臣俳名顕昭書うりきり新物を夜寒さ
橋のあるもあるかとなして鳩の杖をつきて久利 色葉
法の岩とをきかう 清輔朝臣を布待とどきう
ける 遅遅の間 大蔵卿重家卿 俳名をうり 宮内卿
重定朝臣岩をとりもきう 多人 清輔朝臣 ゆかれ
ぬ 社頃の上葉 てうくはれきう 物をうをず 法うく又 歌
上臣の中さけ遠ら 法うう て清輔朝臣 俳
きる人九の氣 俳名 彼と 重和 子高中 俳名 俳

紀家朝臣 中 和歌 文書 重 朝臣
聽くけうをく 尚 舍多 辞 ここを 和
歌ハ多くしき事 上古 一度 ありけ せ
ものけれ たし 方 事 ものの
池に侍きるハ 池の水 色 いくの 苦
代を多 る 池心 積 死 つき けれ
庭の面ハ春 ものこ ものこ
輔朝臣 頃 しけ

古歌
かきもの色ハ 春 あ ものを年 ひて ハい
くを ものこ しく 物
同上
色 なる 物 せつき ひ

又 俳 て

敦頼主

又宮内のうち

又清輔朝臣

朝臣

諸師成仲宿禰侍師頼朝臣

敦頼朝臣

大常々顕房王

前石州別当従五位下成仲

雷部侍郎永范

平為三代之侍讀過二七旬之頽齢位昇二三品今列二七卿

故有此句矣　自注也

右京權大夫　頼政

むらさめの花のえだをさかしとて
ぬれぬまがほのうぐいすの声

故位大江維光

年ふるてみるひとのあとにさはむ
くらいつるうち
垣下の雪をはらくるを
改年寳盛光成平範頼逸のくるかずを列
ぬ　此日左馬衛佐隆信ものこしてこぶりの
又のひとをかりうら
ちらひとも道にとも我分ゆきてどうさ

をかをとなりつし　逸
ちりひのるのやきりてをしきのの
みなしきみる
大歳ふるのふるのさとり　皇后宮亮当
ちりと感歎して　弁内侍梨とくるる
ちのうらかしたくことハいかにのせきの
ふることとこと　逸
ちるのるかきつるひしうまてきハふる
けるの庭のちのみ
養和二年春賀茂神主重保又尚歯會行ひ
けり七　叡成仲宿祢八十四　勝命法師七十一　僧惠法師七十

尼岡祢宜家祐 六十五 祐盛法師 六十五 重保 六十四 敦仲 六十

二勝命法師俗名帝書りを見しかこと成
事なりけるや柳七兒の中さ侍やしてうつ
事ハ如何りの。身みを尚歯ハよりとなりぬと
多人爲して所のさ侍をとしてひとなのしむうう
哭ハなきをとりみてをの年うう多ハ今をうう

崇徳院天養元年三月廿日推大納言宗忠卿
於白河山荘行尚齢會百練抄三見上ゑり

一人麿画像 十訓抄巻四 可誠人上事 常田濃岐手筆房
とゆ人をうう年は和歌を好さけ道さ富きゑル
みをさじりけ道ハ仏さ常さ人麿を念しけう
よりう所の多さ西さうをとを思る所さ有ハる
て海死をうう高れをうてをみしくかう

でしかりけるさ之さ也でうとをりかをかをう
ゆ年たう紀人りう西をうすいの柳貴紅乃下
乃涙をきてなんうう鳥帽子をして所用しの多う
いとたうくて常の人ゑル似をううたの多う紙
をりて右の多さ兒を保さ物を書をう家きや
りの中くて涙人をうゆ中ハ多ハ人をけんりの中に
人麿ハをなをもをうるを保きをう形をええ
多為ををうしひてをきをう矣ゆ夢をうて法勝
鈴師をうびて世ハ行をかうしてうせんを似ぎう
けを道ハたびくうをて似をうけうを寫をして常上上
をうけを道ハ多為ををうををきくをうしゑをう

歌よまれけり年ひさしくして白河院に奉りうりけ
ればこれを院ぜせ給ひて清賀の中につくる名
羽は寶藏に納められぬるとぞ六條藤原重顕輔卿さ
はくに後にして信とかうじて書寫してりしに
うけり敦光に潤色せて神祇伯顕仲に清書
うせ中尊うして紙にせられけるけ
聲を多けれども其道の人なれどうて後頼朝卿
の陰脇ふせられけるうてうしうの新伝と為ぶ
けり中ごろ長資卿宗孫なりとおきて三男顕輔卿
適に伝うけれども院に仕やうう
けるとき中感をけるに長資卿に所ふ作をうう

むかやうの人麿の新伝を重ねてしき文ども
色紙一枚おろおううはやうければ
院の市外に出かうして出ぬかけれども
かしして法をいうて我家にて内裏中にて深
重うおうてあること万葉集をうえ
のみてこうの印をはけるを中ふあしと思ひて我院
に宮地の用に用ひて年ひさうう法の文憑をこ
ふといとおしてうしくぬかうしとうおう
うきうとうく右面の本をうそんしくしつうせ
ぶけるぶたふとして年中ふうふ門をうてぶ
せうるうう正あるつうそれ彼新の光ううなな

年六月十日修理大夫顕季卿六條東洞院亭ニ
柿下大夫人麿伝ふこゝろ仲の人麿の絵
房朝臣のいまゝしく哀傷ふかきなり
絵とゝり右のまさ命をゝて年六旬ゝ
のくれなゐのうつし讃とかく

柿下朝臣人麿畫讃并一首

大夫姓柿本名人麿蓋上世之歌人也仕持統文武
之聖朝遇新田高市之皇子吉野山之春風従仙駕
而献壽明石浦之秋霧思扁舟而遯謫誠是古義之秀
逸万代之美談者歟依章幽玄之古扁聊傳後素之
新様因有所感乃作讃焉其詞曰
和歌之仙受性于天其才卓爾其餘森然三十一字
調花露鮮四百餘歳来葉風傳斯道宗匠我朝前賢
盈而無滓鑽之弥堅風毛美景麟角稽專既謂獨歩
誰敢比肩
不ゆくしあらしの浦の朝なぎに為つれゆく
舟をしぞもとむる　此讃第日ゝ敦光朝臣ニ
前ニ清書せしめ当日彰の為
机とゝて一杯菓子ゝ海くの奥島ゝをもとた
を伝ふのゝてつくをもく実ありゝ次前ニ頭俊
頼朝臣加賀守顕輔朝臣前ニ清書顕仲朝臣大学

頭敦光朝臣少納言宗兼前和泉守通俚安藝守為忠
等也次に饗膳を居ゆ次朝臣初献詩人等鶴酌ハ盃
小銚子を持て簀子敷に侍り亭主頭季仲等ハけ
るを初献ハ和歌の宗匠にとめられし満座一同しけ
遂ハ後頼朝臣座を立ちて御前に出て顕輔盃を
とりて人麿の前におきて道経小銚子をとりて盃に
酒を入て机の上に置て各座につきてつきて献盃は
を二献の程に式部少輔行盛来りくはゝる右中将雅
定朝臣亦来られり亭主のゆきて先ツ人麿に讃を講せ
盃きなり人に不ある同亭主獨讃を講せへき
としかまれ是が机の前に文臺を置て圓座を志

く件讃を白唐紙二枚に書けり右兵衛督又和しゐ讃
をひらきて文臺に置く是を講ずる次に和歌ば
講す頭曰水風晩来敦光朝臣詠を出次新豊酒
色といふ次に亭主同句を出し次又詠吟せられて云風めく
と明石の浦の朝霧に次に敦光朝臣詠吟して云たの
めつこぬ夜わまして元人与き入く各酒宴を始しけり

夏日於三品将作大匠水閣詠水風晩来

和歌一首并序　　大學頭敦光

我朝風俗和歌為本生於志形於言記一事詠一物
誠為諭之端長者君臣之義是以将作大匠毎屬觀
天之餘閑凝詞露於六義叶賞心者花鳥草虫之逸興

應嘉相者香衫細馬之群芙今日會偶只是一揆方
今流水當筵兮冷風迎兮来葛葉戦以淒々諸煙漸
暗枚標動以颯々汐月初朋情感不忘聊而詠吟其
詞曰

風ふけば浪うつや秋のうらかぜ汀をしき芦の
夕ぐれ

於柿下大大頼前詠水風晩来

和歌

夕ぐれよ袖ふる泉ゝなけ迄とゝ志賀乃浦風

修理大夫顕季

たのもしや夕浪うつ汐ふけばまぶらふ袖といも
れ野の池

右蒙督實行

夕されば汐ふけすしゝ水の上ふ浪のゝ袖とゝ
なりゝ

内蔵頭長實

横ゝ雲あるゝ志の河ゝ夕ぐれ浪ゝ
ゝ

右馬頭經忠

夕ぐれなゝ塩ゝ場ゝ風ふけ波ゝ
浪ゝ

右近中將雅定

夕日さ沒野守の淀うひゝゝ風さかけ
しゝ

源俊頼

ゝゝきゝゝ秋は龍田乃川風のゝ
ゝ

中務權大輔顕輔

夕うら波やみく

水のあやとぬる風の夕月よ浪の玉川なるかな

藤位道経

武部郷秋盛

夕されはなりもの川とふれ物のすしさとと

秋はれは波越

敬位顕仲

笠川の北うの風のはきしれ浪とはすて

しうらの秋

少納言宗兼

うらのさとひとの人陸はの夕陽さ淋しふく秋

秋とはきさける

皇后宮少進藤原忠

○同書同巻同篇云彼法橋相信の作る人麿の絵に讃を兼

房相法ふく絵日道とをのうてを人麿のうちを示しうる事と

うれしひ人麿為て我と高ふる絵さ形とをはしは也る道

とをうう兼房画絵さ博して後初さ絵師とをして絵つく

書やうさ兼房さ人麿さ人ぶるうは道で絵びて主絵をあ

がてとてうるとを白河院御道法好をてうの絵をして勝

光明院の寄花さ納めしあるう絵法を顕輔郷道多山て

不望しは道とれは中なりもはとあるうるて

法名字しうう絵雪一男中納言長賀郷二男参議家保々

世道さ法ひうて三男左京大夫顕輔々又少ばうう

兼房相法の西ゆるを小野皇大后宮ようけて伊覚

ぶはる絵さ博さうう兼之う日象は古今ルを時

同しく焼さうう口伝さ事也れば顕季郷年が

正本を給りまけるふ[illegible]貴みなりとも心遣を堪さ
らん者ゝ侍ふ[illegible]うに[illegible]し[illegible]に[illegible]文あ
るとゝや伴の[illegible]保重を侍へりて成貫郷ゝ[illegible]
けるあり今を院ゝ[illegible]おゝ建長の[illegible]
彫侍るゝ侍ゝ[illegible]ゝ侍具ハ家衡々のもゝ侍り
ゝけるル同院より[illegible]おゝれゝ長柄乃橋柱ゝ
侍りゝ文臺ハ僧惠法師ゝ[illegible]侍ゝて
後鳥羽院の御時ル侍ゝ[illegible]ゝ一院
侍今ゝゝの彫の[illegible]ゝの文臺ゝ和歌抜海
せゝ[illegible]と奥侍ゝ[illegible]

一 鞠精神　古今著聞集云 巻十 蹴鞠篇 云 侍従大納言成通

郷乃鞠を凡夫乃志ゝゝゝゝゝけを彼乃侍ゝ
侍彫ハ鞠を好ゝて後かゝを下ゝ立車七十日を
中日我かゝずゝを車二十日を病を時ハ弟を
ゝ鞠を[illegible]ゝあて大雨の時ハ大極殿を行きこれ
を侍ける[illegible]日ハ[illegible]ひて数二百あゝあげ
ゝ侍わさゝ[illegible]ゝ鞠を[illegible]て棚を二ゝかけて一の
棚を鞠を置一の棚ゝ[illegible]ゝの侍を[illegible]
て幣一ゝを[illegible]ゝ幣を[illegible]て鞠を[illegible]
侍ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
る五献ゝ車[illegible]ゝ[illegible]
侍の[illegible]ハ裏束を給ハ車ゝ[illegible]

入くて年を記きんして行基を迎くるを墨をする
時棚を造りて鞠を置くるに歳きはひ
きと思ひて彩ふ人くを見分ハ拾ひく三日歳ろる
小児か成ぬ人くるはうるおひて鞠のうるめとる
記するわさをしと思ひは、行ひをとけくしつじを
鞠の精せとをかを昔をうををはまりこのををを
人いまをおをまをまをば千日のををををの油を
て拾ひしかんと思ひ又分れをうをはれまりのをを
も鞠ヲをんををうをを年をうをを名ををををを
すべしをを拾ひ逸せををて買ををををを拾を押上ケ
をを一人の額を春楊花とふをを一人がひををふ

夏安林とふ字ハ一人の額をハ秋園とふをを
文字金乃色せヲ墨以上古今著聞ニ見

一聖徳太子害ニ朝家ヲ熟讀ニ歴代國史ヲ案スルニ聖
徳太子佛法ヲ弘メラレシヨリ以来上古ノ風俗
一変シ万民愚慾盛ンニ成テ目ニ見ユス極楽国ヲ
願ヒ目ニ見ユス地獄ヲ怖レ惑フガ故ニ佛法ヲ
學ビ出家シテ佛陀ニ謟ラヒ僧ヲ崇メ佛像ヲ造
リ寺塔ヲ建ル事ヲ好ム風俗ト成レリ ホリシヨ
リ天子ヨリ庶人ニ至テデ此風俗盛ンニ成リキ
テ聖武天皇ニ至テハ大佛ヲ造立シ諸國ニ国分
寺ヲ建テ天子ノ尊トキ位ニ居ナガラ佛像ヲ礼

聖武天皇佛舍利ヲ大神宮ニ奉ラル
後朱雀院長暦二年六月十日佛舍利ヲ諸社ニ奉ラル

幷シテ三寶ノ奴ト称シタマフニ至レリ桓武平城ノ朝ニ至ツテハ最澄傳教空海弘法カ如キノ妖僧化身也ト謂テ尊キ神昊ヲ或ハ某菩薩ト称シ某権現ト号シ上古ノ祭法ヲ廢テ佛道ノ法會ヲ行ヒ神詞ハ分タ僧徒ノ居処トナリ或ヒハ神幣ニ舍利ヲ献シ佛經ヲ奉ルノ類又崇徳ノ朝ニハ神鏡ヲ佛像ニ准ス是皆皇祖ノ神昊ヲ穢ス事ヲ知ラズ或ヒハ僧徒等ヒレガ私願ヲ達セント欲シテハ必ス靈夢ト称シ示現ト号シ虚偽ノ妄語ヲ作ツテ吾臣ヲ欺キ黎民ヲ誣テ紛ニ其私願ヲ達リス平城天皇以来位ヲ退キタマヘハ必ス剃髮シテ僧トナリ法皇ト称セラル花山院ハ御在位ノ時佛經ノ語ニ惑フテ俄ニ禁中ヲ出奔シ花山寺ニテ僧ニ成給ヘリ今ノ世ニ至ルマテ天子退位ノ後必ス僧ニ成リタマフ事法ノ如クニ成リ来レリ吾國ノ天皇ハ代々天照大神ノ神孫也然ルニ輕々シク西戎ノ乞食ノ風俗ヲ學ビタマフ事神祖ヲ尊ヒズ恐レズ憚リ給ハサルニ非スヤ神祖ノ神昊喜ビタマハニヤ怒リ給ハン哉長久元年（後朱雀院）ニ神鏡燒ケ碎ケ文治元年（安徳天皇）ニ寶劔西海ニ沉デ出ザルハ是神祖ノ神意ニハ非ザル哉上ノ好ム所

ニ隨リテ皇子皇后大臣ヨリ下官賤位ニ至ルマ
テ緒ニ出家セザル人ハナシ神祇ノ祠官モ神威
ヲ忘レテ出家シ大學ノ儒官モ聖道ヲ忘レテ出
家シ衛府ノ武官モ武勇ヲ忘レテ出家シ皆佛經
ヲ誦シ佛名ヲ唱ルヲ務メトシ民力ヲ勞シ貨財
ヲ費シテ佛像ヲ造リ寺塔ヲ建テ田園ヲ佛寺ニ
寄附シテ僧徒ノ食料トスル類ヲ以テ美譽シテ
眉目トス是国家ノ助トスルニ非ズ万民ノ為メ
スルニ非ズ唯一身死後ニ地獄ノ苦患ヲ免カレ
テ極樂国ニ生レテ佛ニ成リ快樂ヲ受ント願フ
ガ為メ也如此目ニモ見エザル冥キ事ヲ願フハ

是慾心深キガ故ニ非ズヤ物ニ惑フハ心ノ虚也
佛法ハ人ノ心ヲ動カシ惑ハシメテ其惑ノ虚ニ乘
ジテ誘引スルヤウニ術ヲ設ケタル法也明智ナ
ル人モ語ツテ一タビ慾心ニ掩ハルヽハ闇愚ト
ナル況ヤモトヨリ闇愚ナル者ヲヤ闇愚ナレハ
惰弱ニシテ方正ナル行ナヒナシ代シノ天子大
臣佛法ニ惑ハサレテ惰弱ナリシカバ朝政方正
ナラズ乱レヌヘシ清盛ガ如キ暴臣出テ權威ヲ
恣ヽニシ頼朝ガ如キ姦臣出テ終ニ日本国ヲ
ハ奪ヒ取ラレタヽヘリ是其根源ヲ尋ズレハ朝
政ノ乱ニ在リ朝政ノ乱ハ君臣德行ノ惰弱ニ在リ其

惰弱ハ佛法ニ惑ヘルニ在リ其惑ヘルハ聖徳太子佛法ヲ弘メラレシニ在リ傳ヘ聞ク天竺国ノ人民ハ甚タ愚癡放佚無慙貪慾不仁セトヲ釋迦ノ教ハ天竺ノ人ヲ教化センガ為メニ其國ニ施スノ教ナルベシ其国ノ人ハ惑ハサヾレハ変化シ難キ事ヲ惜リテ惑ハシメテ教ヲ施コセルナラン豈支那日本マデヲ惑ハサント思ハン或此ニ一壺ノ酒アリ飲ム者ハ必ス酔フ飲ザル者ハ酔フヿナシ佛法モ酒ノ如シ学ハサレバ惑フ事ナシ釋迦ヲ罪スル事勿レ聖徳太子ハ酒ヲ執テ強ヒテ人ニ飲シメタルガ如シ万世ノ人酔テ醒ル期ナシ

一女房男房　小補顔會ニ房ハ符有切礼記注疏引崔氏云宮室之制中央ヲ為正室左右ヲ為房ト見ユタリ此意ハ真中ノ木屋ヲ正室トシテ木屋ノ脇ノ左右ヘ立テ出シタルヲ房ト云フ也（佛家ニテモ本堂ノ脇ニ僧ノ居ル家ヲ房主ト云フナリ其主ヲ房主ト云フナリ）是ハ周ノ事ヲ云也此意ヲ以テ吾国ニテモ本屋ヨリ脇ヘ立出シタル家ヲ房ト云フ此房ヲツボ子ト云古代女ノ事ヲ女房ト云フハ仕官ノ女ノ中ニテモ品宜シキ人ハ人ト相住ヲセズ一人住ノ房ヲ給リテ住ム位ノ女ヲ女房ト云フ也今世人ノ妻ヲ女房ト云フハ非也又男房ト云フ名目モアリ

侍中群要巻三云供御盥事中略此事多ク女房所供
也召男房希有事也ト見エタリ此男房ト云ハ藏
人ノ事ヲ指シテ云也藏人ノ職ハ天子ノ御身近
ク親ク召仕カハルヽ者ニテ御側ノ女房モ同様
ナル故女房ニ擬ヘテ男房ト云タル也藏人ニ非
ザル男ヲ男房トハ云ベカラサルナリ源平盛衰
記巻十四壹岐判官知康ガ鎌倉ニ下リテ頼朝ノ所
望ニ依テ手鼓ヲ撃ケル支ヲ記シタル条ニ女房
男房心ヲ澄シ落涙スル者モ多カリケリト見エ
タリ此男房ハ藏人ヲ指スニアラズ女房ト云フ
ニ付テ又柏子ノヨキマヽニ男房ト連子テ云ヒ

タル也直ノ男ヲ男房ト云フ支ハ此外ニハ見及ズ
一人品三等 天地ノ間ニ生スル物凡草木鳥獣ヨ
リ万物ニ至ルマデ一物ニ各上中下ノ三等アリ
人モ万物ノ中ニテ人ニ上中上ノ三等アリ上
等ノ人ハ心正直ニシテオ智明ニ徳行正シク仁
義ノ道ヲ行ナヒ万事善ニシテ悪ナキモナキ也
下等ノ人ハ心正直ナラズオ智暗ク躬行正シカ
ラズ仁義ノ道ニ背キ万事悪ニシテ善少モナキ
也 中等ノ人ハ上等ト下等ノ間ニシテ善悪相
交ル者也是十人並ノ常ノ人也此上中下ハ人ト
ノ生得也他人ノ力ヲ以テ変化スル事ハナラス

事也自身心ヲ励マシテ修行スレバ下等ノ人モ
上等ノ人ニ変ズル事アリ是ハ元ノ生得ハ上等ノ
人ナレドモ一旦慾心ニ掩ハレテ本心暗クナリ
下等ノ人ニ似タルカ再ビ本ノ生得ノ上等ニ立
返リタル ナリ自身心ヲ勵シテ惡ヲ改ント思フ
志ノ起ルハ是其元上等ノ生得ナルノ證也

一 文杖 又書杖ニモ書ク又文夾ニモ木ノ枝乃
頭ヒ多箭ノ如クニシテ箭ノ形ヲ作リ文書ヲ
ハさみ置ク古書ニハ名ヲ記シ其ハ禁中
ノ公事ヲ行フ時地下ノ官人文書ヲハさみて直
ニ殿上ノ人ニ渡シ又殿上ノ人ニ渡シ指図ス

ル文書ヲ上ル時上郷義人ヲ迫ク寄ル事ヲ
恐レテ文杖ニ文書ヲ交テさし
上ル ル所ノ人の天子ノ文書ヲ受ケ入ル時ハ迫
ク社シテ文杖ニ文書ヲはさみ置ク也文杖の形
左の如し

挿ム島ノ口ニ

文杖ニ宣命見参ヲ押ス躰

此圖近代年中行事ニ見文ニ通ニ押シタル圖也

宣命一通見参一通也

負文曰宣命見参ニ限分ず文書ヒ ハさみ也

侍中群要ニ云 於畫御座奏事儀得御出乃告天取ニ文
刺天出跪候年中行事障子ノ下ノ北邊ニ月給ハ徴音称唯

天上孫廟長押上副廂長押ニ天北行天第三間乃北
柱乃南邊ヨリ令奏覧若其御座遠ク ハ長押上仁
膝行懸天奉之御覧ヲ返給置文刺ヲ於右膝邊ニ天給
文ヲ天結子申ス若其程遠ク文刺ニ天可搦寄ヲ又曰
奏書事頭蔵人横押之諸司奏ヲ立押之下蔵人縦
押之挿書之後雖頭任意不得抜之是故實也仁日
以其書迫文刺ヲ奥押之為令無頭動也○又曰奉
書事撰吉日中略刺解文於文夾跪候便所殿下目給
揖天寄ヲ去御座ヲ七八許尺ニ天膝行而三度之天奉之
御覧間取文刺ヲ候覧ヲ天返給置文刺ヲ取之若其文
遠相去膝行天寄天取天帰居本所下略ニ又之ヲ

ヒロ〳〵文杖の用ひ方の方神と称ス
一見参文　見参ニハ見ハ現也公事ある日芸事ハ
ハ用ひる官人の名を書ス
一文名　ケウミヤウトヨム数多の人乃名を書載ス
書分の事
一むらび焼炭の器　禁中ハ焼炭の事と称ス
用ひ細く丸きホと三ツ有ルよりとひろげ上ル
くゆ〳〵きよく焼盛と也　但大や木の長サ二尺五寸
四方宮の丸ミ付ル様ニハ四分下ハ六分三本の生の間ニ
間一尺八寸ヲ上の木ロより四寸三分下ニ穴ヲ明け
て板を通して三本の板と板ヲ通して結ぶ板の方木

口より六分上る穴をあけて緒を通し一本あるを緒で
男結をとる同し緒の為ハ柱の端より
てれ合結び切る緒の大サ　　はしおゝ麻あて
三ツ巻くとよりをゆる結る同しく乃緒を三巻をつるぎ
巻なり

結燈臺圖

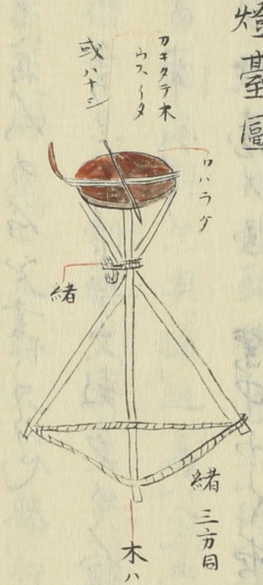

一稅駕（タワスル カウ）ノ　車ニ乘リタル時稅駕（スヘル カウ）ト云事アリ三中口傳
ニ車ヨリ牛ヲハヅス　夏ノ稅駕ト云　弘安礼節ノ道

路禮節ノ扁ニモ其外古書ニ多ク見エタリ稅字
稅ニ作ルハ正字也租（イ）稅ハツヽケテ年貢ノ事ニ
用ル時ハ音セイ也玉篇ニ尸鋭（エイ）切租稅也トアリ
又稅駕ノ時ハ音ダツ也玉篇ニ音脫放置（ヤテ）也

一銚子提　三中口傳第二ニ酒肴ノ間事余曰銚子
ハ晴ノ時不出之可用凝（ヒテ）同第五ニ請取御衣事ノ条
ニ酒ヘ提（銚子）　饗ノ事也　云ヽ是東大寺ヘ勅使参向ノ時饗
應ノ次第ノ記ニ多ク見エタリ　　所ニ見エタリ　　トハ晴ニ
非ル常ノ時ノ云フ也右ノ文ノ趣ニテハ銚子（俗云）
長柄ノテウシハ晴ニ用ヒザル　　ノ器ニシテ提（ヒテ）
ナリ　俗ニ曰加ノテウシナリハ晴ノ時ニ用ル器也後代ノ用ヒ方トハ

異也室町将軍ノ比ノ書ニハ銚子ヲ晴トシ提ハ
銚子ノ酒ノ減リタル時酒ヲ増シ加ル器ニ用ヒ
タリ今世同之（追考元日屠蘇白散御銚子ニ入ル併之三中ノ説如何）

一御贖物（ミアカモノ）　近喜内蔵式曰凡毎月晦日御贖物御輿
形霞料紫幷汁染絹四尺行神祇宮中宮東宮並同
晦日ノ御贖（中宮東宮並同）金人銀人十六枚輿形四具挿幣
木六十六枚（以上木工寮）紫幷汁染絹四尺（輿把料寮物）盆四
口（宮物）右晦月晦日御贖（ミアカモノ）依件擬備進闈司○凡毎年
六十一十二箇月起自一日迄十八日并八箇日
御贖御輿形霞料紫幷汁染絹四尺毎度行神祇宮
（中宮同之）○玉葉根源云あらはなるものとかくしてもとの代ともする事同しかる
ものやうし　負文曰身ニ為セル罪ト云フ罪科ト云フ
科ヲ秡ヒ清メンガ為ニ身ノ代リニ何ニテモ出シテ
其物ニ罪科ヲ課セテ秡ヒ棄ル也身代リニ出ス
物ヲ贖物（アカモノ）ト云フ也昔贖銅（ショクドウ）トテ罪重キ人ノ重キ
刑罪ニ行ハルベキヲ銅ヲ出セバ其刑ヲ軽ク行ハ
ルヽモ贖物（アカ）ト同意也玉篇曰贖市燭切又市注切
貿（バル）也以財贖罪也トアリアカナフトヨムハ即チア
キナフトヨムニ同シアカモノハアカナフモノ
ト略語也神代巻ノ一書曰已而科罪（ヲトヒテツヒノ）於素盞嗚尊而
責（ハタル）其秡貝（ハラヘキノカヒ）是以（テ）有手端吉（タナスヱノヨシ）棄物足端凶（アナスヱノアシキ）棄物亦以（テ）喰

為白和幣以洗為青和幣用此解除竟遂以神遂之
理遂之又一書曰即科素盞嗚尊千座置戸之解除
以千ノ瓜為吉瓜棄物以足ノ瓜為凶瓜棄物乃使天兒
屋命掌其解除太諄辭而宣之焉世人慎收己瓜者
此其縁也云云是素盞嗚尊ノ惡事ノ罪ヲ祓ヒ清
メンガ為ニ千足ノ瓜ヲ出サシメテ是ヲ贖物ニ
シテ祓ヒシタル夏ヲ云也神代ヨリノ風俗也

一 槝椽 延喜内藏式ニ槝椽五斛五斗七升トアリ
椽ハ榱實也榱ハ白ニテツキ碎キタル也椽ハツルバキ
深トテ黒深ノ染草ニ用ル故年貢ニ納ル也右武
藏ヨリ所進也今田舍ニテクヌギノ若葉ニテクロクメヲスルナリイクシホモ深
レハクロクナルナリ

一 龍鬚筵 右同式ニ龍鬚筵三十枚細貫筵二十枚ト
アリ龍鬚ハ彩席也ト白石翁ノ説也俗ニ云ハ十
ゴザ也細貫詳ナラス細ニ織タル物歟右武藏国交易所進
江次第大將饗篇曰錦縁龍鬚○和名抄筵字
下ニ遊仙屈曰五絲龍鬚筵注曰今案俗又有九蝶
筵依文名之

一 氈十枚 延喜内藏式ニ氈十枚下野国所進ト見エタ
リ氈ハ毛織ノ席也昔下野ニテ作ル歟

一 勲位服 延喜式部式ニ凡勲位朝參者服文位服

列當位ノ次第若無文位者黄袍ヲ（此文ノ意文位ト勲位トアル者ハ文位ノ服ヲ着テ文位ノ次第ニ隨テ列スヘシ文位ナクシテ唯勲位バカリアル者ハ黄袍ヲ着テ勲位ノ次第ニ隨テ列スル也文位ニハ服色ノ定法アリ勲位ニハ服色階級ノ定法ナキ故勲位バアリナル人ハ黄袍ヲ着ル也黄ハ無位ノ着スル色也是文位無キ故是ヲ用ヰル也勲位トハ軍ノ勲功ヲ賞シテ賜ヲ位也勲一等ヨリ十二等ニテ有リ文位トハ常ノ位ナリ）

一帳　帳帳ノ帳ハタレヌノト訓テ家ノ入口ニ張ル幕ノヤウナル物也又書籍ノ事ヲモ帳トハ説文ニ徐曰史籍或借帳字ト見エタリ唐ニテモ書物ヲ帳トハ也古吾国ノ諸国ノ郡司ニ大領少領主政主帳トハノ官アリ此主帳トハ筆取ニテ書記ヲツカサトル也

一参議　三位之下薦與散三位之上薦座次百練抄巻六曰崇徳院天業元年五月十三日散三位上薦與参議上位下薦署所以下可勘申先例之由被宣下以散三位可為上薦之由明法博士勘申之猶以参議可為上薦之由人々定申也（負文按此薦ハ年月ノ先後ヲ以テ上下ヲ云フナルヘシ散三位ノ人ハ先ニ三位ニ成リタリ共當時無官也位バカリ

有テ官ナキヲ散位トモフ 参議ノ人ハ後ニ三位ニナリタリ
共當時参議ノ官有テ朝政ヲ掌トル也然レハ参
議ノ三位ハ三位ノ下爵ナリトモ散三位ノ上爵
ノ上タルベキ道理也有官ハ室ノ無官ハ輕キ理
也 署所トハ連名書ク時名ノ書キ所ノ先後ヲ云フナリ

一
幻術(ゲンジツ) 又妖術トモ云今俗ニ云摩法(マホウ)ツカヒ又外
法(ゲホウ)ツカヒ又イヅナツカイトイフ者也是正法ニ非
ズ邪術ヲ行ヒテ人ノ眼ヲカスメ惑ハカス術也
唐ニテハ仙術ト号シテ道士ト云者ドモ行之也
又佛家ニモ幻術ヲ借リテ佛法ヲ飾リテ奇妙
不測(フシキ)ノ設ケテ人ニ見セテ佛力ト号シテ人ノ歸
伏セシムル事アリ近年日蓮宗ノ僧狐ヲツカヒ
テ人ニ狐ツツケ置テサテ祈祷シテ其ノ狐ヲハ
ナスヲ以テ奇妙ノ名ヲ得テ渡世シタリシガ事
アラハレテ公ヨリ召捕リテ流罪ニ行ハレシヲ
トアリ又近年蓬目鳴弦ノ祈術者ト云フ浪人ア
リ或ハ或大家ハ出入セシニ妖術ヲ以テ彼大家
ヘ鬼(バケモノ)ヲ出シ家内驚キ怖レ彼浪人ヲ招
キ蓬目鳴弦ヲ行ハセケレバ鬼退テ出ル変ナシ
後ニカノ巧アラハレテ浪人ヲ追放セラレタリ
是等ヲ以テ考フルニ昔物語ニ死セル人ヲ祈藉(ヨミカヘ)
生セシトモ其人實ニ死セシニハアラズ妖術

ヲ以テ死セルガ如クシテ置テ後ニ祈テ蘇生シ
タルガ如ク見セタル也大病人ヲ祈テ即癒ニ平
愈サセ目クラウラ祈テ目ヲアカセ腰ヌケヲ祈テ
歩ミセタリナドハ云モ妖術ヲ以テ其病ヲ付ケ
置テ後ニ祈テ平愈サセタル也怨昊ノ取付タル
ヲ祈テ霊ヲ退タルト云フモ妖術ヲ以テ昊ヲ付
ケ置テ後ニ昊ヲ退ケタル也又陰陽師安倍晴明
識神（シキガミ）式神（共書）ヲ使ヒタル事今昔物語ニ見エタリ是
妖術ヲ行ナヒテ奇妙不測ヲナシタル也近年占（ウラナヒ）
者モ妖術ヲ行ヒテ占ノ奇妙ト称スルモアリ神
道者ノ中ニモ妖術ヲ以テ奇妙ヲアラハシ神ガ

ト号スルモアリ何レノ道ニモ奇妙ノ事ヲスル
ハ皆妖術也巫女（イチコ）ノ事ヲヨセサハバタ
キ十ト云フ事モ妖術ヲ以テ人ノ心ニヲモフ事
ヲ搜（サグ）リ知テ人ノ心ニ應ジタル事ヲ云出ス也妖
術ハ鬼ヲ使フ術有テ師ヨリ傳ヘ受ル也鬼ヲ使
フトハ狐ノ類ノ獣ヲ使フ事ナリ元来獣ノ所為
ナル故オ智明カニ躬行（ミモテ）正シキ人ヲタブラカシ
惑ハス事ハナラヌ也唯愚ニテオ智暗ク躬行（ミモテ）正
シカラヌ人ハ獣ニ遠カラヌ故獣アナドリ怖レ
ズシテタブラカシ惑ハス也妖術者モ獣ト類ヲ
同クスル故獣交リヲ結テ使ハルル也

一神鏡ヲ崔ニ佛像ヲ　百練抄曰崇徳院保延四年二月廿四日内裏焼亡ニ条東中院署内侍所暫御ニ他所此事如何有ニ議定一大外記隆後神鏡ノ事准ニ佛像ノ申スヲ　関白被ニ答ヲ仰セ一但シ小野右府准ニ于五臺山ノ文殊ニ議定ノ申ノ事

○貞文按ニ百練抄ノ白河堀河鳥羽崇徳ノ朝佛法ヲ尊崇スル事昔ニ十倍シ常ニ佛事ヲ以テ朝政ノ第一トシ佛像ヲ造リ佛寺ヲ建テ法會ヲ行ヒ佛經ヲ寫シ僧徒ヲ崇敬スル支甚盛也故ニ君臣共ニ吾國ノ神ハ佛ノ垂迹也佛ハ神ノ本地也本地ハ垂迹ヨリモ一等上ノ位也ト思ヒシ故内侍所ノ神鏡ヲ以テ佛像ニ准ズトヲフハ神鏡ヲ貴ブニテ議定シタル朝政ノ乖乱スル事如此然ルニ因テ保元平治以来ノ逆乱起リテ朝家衰敗ニ及ヒシナリ

一引出物取扱　女郎花物語（三卉アリ女教訓ノ書也記者詳カナラズ）藤原女ト（アリ武家ノ女ト見ユ）多ノ古歌ヲ引テ教ヲ述メリ室町将軍ノ時代ノ人ノ書タルセツレ〳〵草ヲ引メレハ兼好ヨリモ後ノ時代ト見ユ）云ヘ也ト武士のつまとなるべき人ちう馬ねの具乃かゝさはきてんちゝえねへきさぶらうてふまちうとまちうどよびきンでねの車ちどうて用意しけふうてしはしくかきるれちうすんとぞ俄なるわしてさぞ尚ほ生きたいくなくてん女中ちうしたそうしておとなし

くるまのうしろにおとこ人ふたりきゐてゐたりけり
市にゐる車ども多くあつまりにけるなかに
よきもののうへにゐたりけるをのこ
かけもとめけれどもいらへもせざりけり
ふるさとへやるとて
とも女中ゐたりけるに
小神とひく車ひとかさねまぶ
うにてちいでひくべきものもなしかふ
らぬひとびとのかたらひ
らびすちらくまうてひろがきてかの人
のひとりの方さすらうてとく
ゐてひき

ふるやうさとく色きまだに侍べし又小神と櫻
よとおもひくひく車だにしー束ちうつさ小神を同
よおもうてよこきうちかけてとくうつ
前へむけてとく一きりにはいさとうとふ三月
よおもうをうらおれど四つ
おもうこあてとく彩
をくるこのおもと又こそ
べしうすやうハを竹
季の色ようてけ
をうとおもうへきやうもしこうのちうち
おきハやるいとこおうてきうべし村雨とうもかつる

沙金十

沙金十

をことゆるる子細あるべしはまた毛皮などにて事をと
とうつるなりて毛皮のうちをあらてこれをあるて
麻のはのけんあらを毛をうへるなれば今のはの
時はありほとうつりてひくれるあひハ毛
びるとのやうるるれをとりてひくへきなり
羽と毛てんひく事あるうるとうをのうるもけ
てあるやあるぎれるるめを客人のるへけ
てれるやまらをとひく事役人のなるうをかる
らのみうどうりおしあるとうてがうるるかへ
きへをとばをひしとうへくるてバするうら矢ハる
さからるこはて客人のまるてひるをとうるてをばうを

客人のひごうさうれ矢をどうるるなるうを
しをあのてかきるるびてふるまへしこれしこ
とるるてめらをのるをにきて中をるてひごう
へうるれるうをしいへくのは傳嘗せるる事もむ
うるかうれはれを又かうれはんうしこれうを
人るのるうへき事ゐしれ武士のつまハ行まて
へうかへば心はべきうるうハばなるハはまうをそ
羽ルなるけるハかれへくるるはうれ○負丈日
右のうりあつうひ我ゐるはれ行へるゐるかをはる
ゐへげるれふるを事れう
厨子棚黒棚墨物　右同書云はばしるハるはむこ。

一

かうぶん。うんさくだて。無でこく侍るとよいふえや
ものたて。ふきみあり。あこきたこ。うし。清た
くろたころどもの。ものさはなるべし。ものすごく
かんかうすゆう大きう中たうりうそよみと。さうし
ハ古今集ハさしや源氏物語まくはしいややま
やうとゆうのふうきよのあううあうせのた
ぐひいつくの集などもたべくせうくきとある
つぎうふるべし

一蓋　ケダシト云詞後代ノ歌ニハナシ万葉集の
歌ハアリ万葉集巻三大伴宿禰駿河麻呂即和歌
山主者蓋雖有吾妹子之将結標乎人将解八方

巻四大伴宿禰家持與交遊別久歌　蓋毛人之中
言聞可毛幾許雖待君之不来蓋

一花勝見　万葉巻四中臣ノ女郎贈大伴宿禰家持歌
娘子部四咲澤二生流花勝見都毛不知恋裳摺
可聞

一提夫利　万葉集巻五敢布私懐歌　阿麻社迦留
比奈尓伊都等也舟麻比都々美夜故能提夫利和
固良延尓家利作者不詳テブリハ風俗也俗ニアメフ
リ比フリト云モテブリヲ畧シテフリト云ナリ

一布肩衣　万葉集巻五貧窮問答ノ歌山上憶良作　風雑
雨布流欲乃雨雑雪布流欲波為部母奈久中畧麻被

引可賀布利布可多衣安里能許等其等伎曽倍騰
毛中暑綿毛奈伎布可多衣乃美留乃其等和々氣佐
賀礼流可々布能尾肩尓打懸ラ〻〇貞丈按布可
多衣ハ布肩衣ニテ袖ナクシテ肩ニバカリカヽ
ル衣ナル故肩衣トヨフナルベシ是貧賤ノ者ノ
肩ナル故袖ヲハ省略スルナルヘシ古今著聞集
巻二十奥島禽獣部下篇ノ云るてうとゝ布云
物を云てくはゝとよりきてあさうまれたる人きて
うるさいとゝいふ物肩衣をうるべしとゝ物ハ袖
なしを神ハ衣ヲ也神ハ衣のまとまれど分さこゝろ
まれたもの今世武家ハ用ふ肩衣ハ袖ひろく

迫世さまをもてひろを永うさ肩衣ハ賤ハ物ハ
礼物ハ袖ハ長ハ物ハ袖ハ物ハ袖ハ
ヲて今ハ用ハ武家の礼物とする松
永弾正久秀ハ奥の神ハ物ハ肩衣と作り物ハ
うとゝいふ説ハ物ハ事ハ迫清蔵山
公乃薩摩国ハ作物ハ物ハ
一ウキ人　或問古歌意ハ物ハ人ハ人ハ
と又伝語ハ物ハ人ハ人ハ
し憂のまうてハ義ハ如何答曰憂の字ハ
ハ物ハ物ハ物ハ物ハ
や我ハ物ハ人ハ物ハ人ハ

[illegible]

[illegible]

一紫　字彙ニ赤黒間色トアリ其外唐ノ書ニ所謂皆同ク赤黒相交色トヲ云ヘリ按唐詩等ニ紫藤ヲ詠セリ紫藤ノ色ハ赤キ中ニ青キヲ帯タル色也又雌花之花ノ色モ赤キニ青ミヲ帯タリ赤キニ黒キヲ帯タルニハアラズ彼黒トヲフハ赤キニ青キヲ帯テ黒キガ如ク見ユルニ真黒ニハアラズ今世京紫トヲフ色ハ紫ノ正色也今世江戸紫ト云色ハカキツバタノ花ノ色ノ如シ是蒲萄染也夫木抄ノ歌ニ山家百首水邊杜若　源仲正

紫蘇色モ赤キニ青色ヲ帯メリ

[illegible]

色ヲ咲ラン

一蒲萄染　夫木抄之歌ニカキツバタノ色ヲ蒲萄染トヨメル事右ニ記ス如シ衣服令義解ニ蒲萄者紫色之最浅者也トアリ是ハ蒲萄實ノ色ニ似テ卍ビゾメノ正色ナルベシ夫木抄ニヨメル所ノ卍ビゾメノ色コキナルベシ蒲萄染ニモ深キ有リ浅キ有リ日本紀天武紀之下ニ深蒲萄浅蒲萄トアリ夫木抄ノ歌ハ深蒲萄欤

一花　萬葉集之時代ニ花トヲフハ梅ヲ差シテ云フ古今集以来花トヲフハ櫻ヲ指シテヲトヲフ

説アリ按萬葉集巻八藤原朝臣廣嗣櫻花贈娘子歌一首此花乃一與能内爾百種乃言曽隠有於保呂可爾為莫　娘子和歌一首　此花乃一與能裏波百種乃言持不勝而所折家良受也○又曰同巻縣犬養娘子依梅發思歌一首　如今心乎常爾念有者先咲花乃地爾将落八方　右萬葉集歌櫻ヲモ梅ヲモ花トヨメリ櫻ニ對シテ梅ヲ花ト讀メリ定リタル事ナシ梅ニ對シテハ梅ヲ花ト讀メリ

一

鐘禮　萬葉集巻八久米女王歌　黄葉令落鐘禮乎所沾而来而君之黄葉乎挿頭鶴鴨○又曰大伴坂上郎女竹田庄作歌　隠口乃始瀬山者色附奴

鐘礼乃雨者零爾家良恵母　按鐘礼鐘字鐘ノ字ナルベシ萩生茂卿ガ説ニ鐘之字朝鮮之音ニハシヨグト讀ムシヨグ轉ジテシグト成レルナルベシトイヘリ上古三韓之人常ニ吾国ニキタリケレバ彼国ノ音此方ニ傳ヘテシヨグトヨヒ又シヨクヲシグト轉シ用ヒルナルベシ鐘ハ酒盃也シヨグ轉シテ今俗ニチヨクト云フナルベシ是モ茂卿ガ説也鐘之圖

一

雲隠　中古以来人之死タル事ヲ雲隠ト云トヲ歌ナドニハ忌ム詞也萬葉集ニハ人ノ死ヲ云フニアラズ物ノ雲ニ隠レタルヲ云フ也萬葉集巻

八大伴家持秋歌　久堅之雨間毛不置雲隠鳴曽
去奈流早田雁之実　又曰　雲隠鳴奈流雁乃去
而将居秋田之穂立繁之所念　又新古今雑之上
ちはやふるかみのいがきもこすぎてはるかにみゆるあまのつりふね
て秋ちかしるべかりけるかの手ぶり
てかつらはなれたるあきのつきかな
　　紫式部
　　なぐさめてやすらはばやとおもふ雲
　　きめ所まの月うみ　是モ人ノ死メル事ニハアラ
ズ又源氏物語雲隠之巻モ光源氏ノ薨ゼラレシ
事ヲ書メリト云フ是ヨリシテ人之死セル事ヲ
雲隠ト云ヘルナルベシ然レ共雲隠之巻ハ名ノミ

有リテ文ハナシ去レバ彼巻ヲ證ニナリカタシ

一食茅花則把　萬葉集巻八紀女郎賜大伴宿祢家
持歌　戯奴変曰和気之為吾千母須磨尓春野尓抜流
茅花曽御食而肥座又同巻大伴家持贈和歌　吾
君尓戯奴者恋良思給有茅花乎雖喫弥痩尓夜須
泥鰻直夏痩　萬葉集巻六咲咲痩人ヲ歌大伴家持
麻呂尓吾物申夏痩尓吉跡云物曽武奈伎取食
ムナキハウナキナリ

一女房菖蒲　盛衰記ニ鳥羽院之御時源頼政朝臣
菖蒲ト云宮女ニ志シ深カリケル由洩聞ヘテ院
其志ヲ哀ミ思召頼政ヲ召テ菖蒲ヲ下シ給ハニ

トテ同シ様ナル女房二人ヲ菖蒲ニ具シテ三人
出サレ此内ニ菖蒲アリ撰ミ取リ給ハレト仰有
リシ時頼政見分兼テ五月雨ニ沼ノ石垣水コ
エテ何レカアヤメ引ゾワツラフトヨメル由源
平盛衰記ニ見エタリ又沙石集巻五　人之感有
歌条故鎌倉之右大将家京ヨリアヤメトイフハ
ミタモトノ美人ナリケルヲメシ下シテカクシ
オカレタリケルヲ梶原ノ三郎吾工尉所望メミ
タリケレバ同ジ齢ノ十七八バカリナル女房美
女ノミモシラタヲ十人装束サセテナラベスエ
オキテ此中ニアヤメヲ見シリタラハ可レ給ト仰

ラレケレハ見ワキグタクテ　菰草アサカノス
ニニ茂リアヒテイヅレアヤメトヒキゾワヅラ
フトイヒタリケル特アヤメカホヲアカメテ袖
ヲヒキツクロイケルヲ見テアレコソト申テヤ
ガテ給リケリト見エタリ此雨事相似タリ歌モ
亦相似タリ何レ實事ナラン或○堀河百首五月
雨ノ題師頼ノ歌　五月雨ニ沼ノ岩カキ水コエ
テ〻コモカルベキ方モオホ〻ス此歌ニ似タリ
一太平記齟齬　春湊浪話中巻云正慶二年河州赤
坂の城を攻人とて〻関東勢搦列天王寺の辺に陣
をとる時〻人見ハ帝入道思召ハ内九郎資貞ぬ

けがけして敵の国と成て命令の城を攻討たる
首を得て帰る元治元年の頃帰り来り嬉しく思ひ多賀
貞忠と渡り給ふ吾首を取り敵なり天王寺と十三
又り行と云へども城を攻て敵の吹き討死を
此天王寺光命坊の城乃国上方道十里也ある
人見聞所に中間貞忠に吾二月二日と多賀
祝し分又多の討死し国日の朝吹と云ふ此分後
の仕末三十軍と一日乃事と云ふ事一つ
後醍醐天皇志しかこれを治ふ多賀郡有王山
こ云山城国と多賀郡なりして多賀郡と有王山
ふ云ハ郷と郡と書治ふ也山城綴喜郡と此二ツ

西国寺の北山乃辛へ紅葉清流の所と云ふ建
武二年六月乃事之初紅葉清流と云ふ名ある
一説三ツ　上杉重能高師直直義朝臣乃事
と三年の中と日と誓す勅ひけること名ハ成
られと云ふ迄ハ上杉の殺られ給ふハ貞和五年十
二月九日也高の殺られ給ふハ観應二年二月廿五
日也直義の毒死と云ふ迄ハ観應三年二月廿六
日なり三年と云ふ以ハ年也日と誓以と云と同
日と云ふ以ハ元日ヲ　貞治六年中殿清金乃ふ
将軍伝奉の節ハ十人と云て九人なり一人を
為ふる為ハと云ハ皆相国しいふ石寄なる事

七雲井春みゝ〻又也は東三の右乃大臣七席詮長
自文按雲井春ニ此事ナシ何ノ覚ヘタガヘたべシ
事餘天子乃御衣をば以川あゝも衰勢と礼情々
ろと云ふ事なるし篇事和銀の事と神代より持統天
皇と書て推古天皇と記さず羅生門乃面
ろ御臨鏡と書て北とせるの類多し先和の
事ゝ〻〻参考なるべし参考和と脱せり

一烏帽子と紅絹うゝせ　同書下巻曰本多義仲治
業と上洛ゝし時と清盛と惜と欲烏
揩直垂烏帽子と紅絹うゝせて出ゝしとなり
又後九席盛長頼朝席の使ゝ〻滝口三席利氏同

卿徳

四席利家ゝ〻を少一位ひし時ゝ清盛と惜と欲烏
帽子と紅絹うゝせて忠ゝとしるとあるなり
御年盛長記と又之しと笠を〻ゝ此れ為ゝ物とい
しとろゝしゝ世乃伝濃武士朱武士乃山ゝ
ろゝ此ゝ少ば頭とも為ゝ物ゝ為ゝ
紅絹と云ふ事ゝ又後寛成年康頼男男が
為と流ゝ遣しゝ時の詩ゝ此為ゝ留ゝ為ゝ
もいゝかば女は髪ゝ亀の男女の矣
物乃神ゝ為ゝらしと用し書ゝ記ゝ今ハ乃郷
殿上人と云ふ乃て部ゝ部ゝ尊ゝ年ゝ士
しゝ〻〻物とゝ〻〻〻事成せば頭と為ゝ

いかなる乃事ヲ是ゝ考ヘなるまじきもの多くおれ
ども世とうしそかれき○貞丈曰烏帽子ニ千綱ウ
タヤテト云ハエボシノカケ緒ユルミテエボシノ動ク
ヲ云フ也侍エボシノ緒ヲ云也馬ニ千綱ウタスルニ似タレ
バ云也馬ニ千綱ウタスルト云フハ千綱ヲユルク持
テ馬ノ首ノウナヅクニツレテ千綱ノユルグヲ云フ也
其馬ノ首ノウナヅクノ如クエボシノガタリ〳〵ト動ク
ヲ云也是タトヘゴトニ云タル也古ノ俗諺ナル〳〵シ
然ルニ土肥經平春湊浪話作者也ガエボシニ千綱ウタセ
テト云ヲエボシカダウヌ時エボシノ代ニ千綱ヲ首
ニカブル事也ト云ルハ誤リ也エボシノ代ニ千綱ヲ

カブル事何ノ古書ニモ見サル事也惑フ事勿レ

一袖ひちて　古今集春上紀貫之歌　神ひらてむ
すゑしらぬこゝろもとけぬるかな　神ひらてとハ神ひ
らてゝの二ヨリトル切ヲむ青ちとなるナビスセリタチツテトさ
きばゝとちてとハ山類歌の詞ニ多シ

一梅花心易ハ邵康節ノ作ニハアラズ後人覆射アテ
モノヲスルコトヲ也ウスル輩偽作ナリコレ易ノ本道ニ非ス
近年ノ平澤左内ナドガスル事也

一五位袍色　浅緋也延喜縫殿式ニ茜ヲ以テ染ル
由見エタリ後代ハ縫殿式ノ染式廢レタリ橘嘉

樹ニ尋ヒニ今世ハ蘇芳ニテ染ルト云ヘリ

一御子左ノ皇胤紹運録ニ兼明親王号御子左醍醐天皇第十六皇子二品中務卿任右大臣叙従二位後為親王日本紀略永延元年九月二十六日薨云〻

栄花物語伊蓮香の巻治安三年四月の條ニ貫之

うたのうしなるる古今集みなもとのしたがふの書なる後撰集巻道風かきうる万葉集なるとそ

らせ給ひける せうなくなりぬるとかやなり

宗花ノ系圖ニ知譜拙記等ニ御堂関白道長云ノ六男權大納言長家卿号御子左トアルハ別人也長家卿ハ康平七年十一月九日薨五十歳有忠寄考

一伊勢神宮大夫神樂 吉見左京大夫源宰和ガ倭姫命世記辨ニ曰近年ハ大夫神樂等云ヘル珍シキ事ヲ作リ出シテ金銀ヲ貪リ祈祷ヲナスト云フ元来臣下ノ祈祷ハ致スヘカラサル事ナルヲ非礼ノ祈ヲナス妄作トミフベシ大神宮諸雑事記曰安和二年三月廿九日太政官被下式部省書補應補任伊勢大神〇部宮司正六位上大中臣朝臣公頼事右大臣宣奉勅伊勢大神宮司等最是自非公家御祈祷之外斟不司臣下之祈祷矣公家トハ天子ヲサシテヲフナリ勅宣其叢重ナル事如是是故ニ 稽神家妄ニ参宮スル事アタハズ庶民等ハ然ルユヘヲ知ラ

サルヨリ貴賤幸テ参宮ス今ハ天下一統ノ習風トナレリ

一 犢鼻褌 手綱

春湊浪話下ニ云又ハ褌ト云ハ或ハ犢鼻褌ト云フ同類ナルヘシ褌ハ

日本紀ニ大神ノ犢鼻褌ト云ハ短キ服ナリ

訣 四通ノ内ニ褌ト注セル上ニ兼用ル環翠軒ハ是ハ褌ト注セルハ同類ナルヘシ

褌ハ天武帝ト大石皇子トハ軍ノ時奏造然ルニ犢鼻褌ト注セル

拾遺著聞集又兼久能記ニハ皆

負丈曰盛衰記ノ刻ハ刻板ノ時何モ知ラヌ者ノ書タル訓ニテ誤多シ責ルニタラス

服装ハ後三年の西行ハ黄なる服装と云し画ハ則ち芳也ハ綱と云ふ義家朝臣の甲冑ハ絵ハ次オ体添抄ハ義貞記ハ引て書ふ綱ハ

二箱ハ合せ也記し又同ハ七郎ハ相撲ハ綱と云ふ

ハ出ハ記ハ相撲ハ西ハ北ハ綱

ハ職人ハ相撲ハ西ハ北

ハ犢鼻褌ハ有ハ

ハ犢鼻褌と書ハ盛衰記ハ犢

ハ同類ハ雑抄

帝ゟ布引の滝を入らし時と紙の儀とせしとなる
紙乃字又ハ紙ひと刻せしハ少しいふるし歟
代々つけらるる所と古き歌と并るの下茶又ハ乃
茶のなかハ〳〵〳〵下茶といふと共名
なきゝハ〳〵ハ祈と是ゝなり〳〵茶の茶ハ事や信
輔奥義抄みれう〳〵ゝ茶をハ〳〵れハ下茶ハ
いふゝとゝえて今の俗ゝいつる下茶といふ事
ハふゝ〳〵軍元寸

一本非茶　春湊浪話下巻曰　本非の茶と云事ハ
の茶といふハ梅尾や非の茶といふゝ字俗ゝ
と海人藻茶ゝ梅尾ハ明恵上人ゝ詠こし

ゝゝゝ帰ゝてゝ結〳〵茶の再興ゝ
ゝ是ゝ云ゝ者とゝゝ梅尾乃茶の名ハ朝霧深
瀬走摘　刈加井　逆渕外畑小畑　藤淵　天狗谷一瀬岩
伝門不見橋　迄僧楼花禅院等の名ハ素性朱庭
庭住茶ゝ見ゝ蛯川覚書ゝ白色ゝ
非の茶の通ゝ所ゝ并坊ゝ
茶ゝ字俗ゝ南代迄朱の清貴就梅尾ハ此ゝ表徴
ゝ祈ひと永平の法ゝ三開老人ゝ〳〵せ給ハ東山
殿ゝ茶ゝ〳〵ゝ字俗の茶ハ賞就ゝ〳〵
伝云の初ゝ京都将軍のゝ〳〵仏事ゝ物ゝ
本非の茶ゝ茶ゝ梅尾の茶乃名のゝ

きらえし（以上後拾）

一墨流　尺素往来曰天神講七座續詩歌千首和漢聯句十百韻以裏張墨流等短策會紙七昼夜中に被果遂ぶ条了ぬい

一大木抄巻廿四雜部釋教之歌中

法名　ふるさとの月なれやくもれるも
なほ西へこそ行く讀人しらず　誰共見えぬ又夢如堂之塚
記さいなりく都ちこ人夢如堂しく迫庶しこ
夢と庶傍の花ふ人さ歩きして
法陀たのむしらを行き庶の月なれや雲たれ祈とれ
西へこそ行く　又鎌倉大及紙日千乗仏流直切候

の時乳母子兎城寺岩立所直時立乃仏猶して候
と切しかの辞世
法陀頼むしらを西方の月なれや雲たれ祈とれ
西へ行けり鎌倉海藏寺の義市うち月なれやと
き又西へこそ行けりとあり太乃歌仏を區し也行基
寶ふ

一當色　洗華ト云ニ記ス又庭訓往来曰八月ノ家
文當色當色々狂文尽ス節絡金銀ノトアリ又尺素
往来曰廳下部皆當色犀鉾持以テ金銀風流付ケ千衣
裳候ト見エタリ上ニモアリ

一天瓊矛　日本紀ニアーノトホノコト訓セリ身丈

按トホコトヨムハ誤リ歟。ニホコトヨムヘシ瓊々杵尊ノ。ニ、キノミコトハヨムナリ瓊ハ玉篇ニ赤白也トアリ古ハ赤キ色ヲ。ニト云瓊ノ字赤キ白ナル故是ヲ。ニト訓シタル也ニホコトヨムヘシ證ハ古事記ニ右ノ矛ノ事ヲ沼矛ト書タリ。又ホコトヨム是。ニホコト通スルナリ。ナニヌ子ノ音相通ナレバナリ

一胡籙　ヤナグヒトヨム訓義未タ詳カナラズ。ヤナミツクロヒノ畧語歟訓義諸説多ケレ共未タ詳ナラズ　實朝公ノ歌　モノヽフノヤナミツクロフユテノウヘニアラレタハシルナスノシノハラ

一屋敷　源平盛衰記巻十五　南都騒動始　父足利太郎俊綱ガ上野十六郡ノ大ゲト新田ノ庄ヲ屋敷所ニ申候シガ其事空ク候キト云

一冑ノ吹返　古製ノ冑ノ吹返ハシコロノ一二ノ板又ハ三ノ板ニテ上ヘヒ子リ返シテ吹返ト云近キ世ニ製シタルハ吹返ヲ別ニ作テ打付タルアリ是ヲ。キハガラクリト云フ鉢ノキハニテカラクリタル也是古製ニアラズ

一さふく○見つひ祢り　栄花物語裳着巻　田植田楽之所　田なるしとりふおきるいとおやしうしねき。やまうるたうきはせてひんまきてあしこえうりあやしきはましうる女ろくろうし祢りきせて

ちふまといふものむらさきけぢめしてされかき
さいくあしたものせしかり貞丈按るにちうふ
白粉や俗にいふ御しろいなり和名抄巻十や容飾
具日白粉。閑之或曰白粉此り俗云波布迩○かいわりへ
装束抄にばんなどハあかき色のことをもんばん云ふの紋文
うるころきりひやうりとあり 深紫物語初子の色宮重
氏ノ看あかん見きいい様りとあり 又 唐ごり本の事を宇ハ
やうかい様りとありくら様り云ハ深色乃事とも
らにも念重一情の考取り（カイ子リ下ニモアリ）支
一 禁色（キンシキ） 紫花物語初花の色さうすのうちにみえとうせ
も例の色ゆるされたるハ青色赤色これかうきぬまゐ成

すりかへしえきハなとしるしてそれつのおもてのかうり
うらもあかしれ色紀らすき紅梅などいふなせうめやり
なり文正れのまう賀るなとよしりうてを色ゆ
るされぬハむりんのいしきぬなど清ましくそう云ふ
ぎ皆同じまゐれりおのれくうのえをしき紅の色なき
やうさなうしてこれにおかしもりえ追ちし色のゆるさ
まるるとハ禁色とゆるされたる人とぞ云青色赤色を
天子の御袍の色まて禁色や也文ある服をさらくの
文おりもれ禁色なりとおもしときこゆる事とゆかされ
と禁色とゆるされしとやも色にて云ハ此事成云
也禁色成ゆるされざるくハむりんの平絹（へいけん）をきぬふ

なりむすめの平給とふまくのうんとおく外すし
人しなきたりの給とふかり　同ぬうう日法のう
はしの巻さうちくあ何まいはるつるへ上とうき
をうりれと等
ろうつるへ
公ゆはけ打ひうれたしきようこれハ
内侍のうと妍子三条院の中宮ろ給ひしか
ふハ女房のしるつるの今とてとりこ
うきうきいつるなうひ体とてうきれ
ろれ禁色ゆるされうりうりうる
へし禁色ゆるさ上げして平給のこゆうし

なりむすめ
一　鳥帽子引入て外ス　同老ス姫君ろのおそれ
かうとけううてはえはしひきうれてふしうる
これハ伊周ろ乃病ふしうるさきをうつる也姫君て
伊周のじゆ姫や病ありうる除とうひきが子れひめ君
といひてる不あるまきくえはしへ入
りてふし給るさ行ふしき事や古の人の上
うふしきうはとうへうへし
一　樓練　裝束抄ろ　皆赤き色の事とすれとも
深色ろハあうる事宮室氏の考の紅前と記ス也
文言式ろ深色ろハ行うちと考へうるめと為て行の事

とういふ事とぶ此ならば勇ましく按ずる儒の
ごとく紡の事なるべし生絹（スヽシ）練（ネルキヌ）なせる絹を紡
績ぐらいふるとしるいふ撥ノ字（字）ぐらいと云ふ
事ど紡ずて何のまことなりたとつぶねとうる事とうい
うると云。ねとぶるとうる事とかいふると云。ねと分
る事とかい分ると云。ねとこるる事とういこむと云こ
ぶ事なりといふめ何のまこと紡ぐたぐ紡ぐ事なり
ばく歩ぶ用れなぐ云ふ乃字の類なり又撥練と
皆練と書くるおしぶ撥の字とまこと
一カシコシト云詞　オソレオソルオソロシナドヽ
云詞ニ同シ恐惶懼畏等ノ字カシコシ共オソルヽ
トモヨム也タトヘハ貴人ノ威勢ヲオソルヽヲ
カシコシト云又賢ノ字ヲカシコシトヨム事ハ
賢人ハ心ヲトキ物知リナルユヘ我カ愚ナルヲ
恥テ賢人ヲハ貴ヒオソルヽ故賢ノ字ヲモカシ
コシトヨム也是又オソルヽニ意通ズルナリ
一義家朝臣卒去　諸家大系圖巻四云長治二年八
月十八日卒六十七トアリ同巻十二嘉業三年卒
六十六トアリ又諸家系圖ニハ長治二年八月十
八日卒六十七トアリ
又和漢年鑑ニハ天仁元年
義家卒トアリ又歴代備考ニハ長治二年八月謂
源義家卒者非也天仁元年八月十八日義家卒六

十八歳トアリ可考

一小袴　栄花物語ニハ巻ノ数ハ顕元公　小袴ハ

あしぎぬをもぬひて杖ぬきてみちのくにうり

うせうとうしに梅ノ小袴ハ指貫のようなるなり

白衣あくまきまきかりきぬつるとりかさる

一御〇大御〇小御　御とりかハ衣裳ようの也居ようの大

御とうハ大なるうちきなり裳ハ乃ゆきたけとの

りうてたるなり　うれしくなりて給ふるなり也給ふ

る人我ゆきをけく合をくめひてかてうてうて

栄花物語初花ノ巻ニ　上達部ハ　禄ニ給ハルナリ

女のうちきなどにかけうちきなとうえ

ヒ源氏物語ノ巻ニ　白きおほうちきええ

うへ人ニ給ふるなり　大なるまきかりきるハ

ず小うちきハ女房ハ　裳唐衣　きぬをきぬ

うちうけてをるなり小うちきとハ

うちうちきとハ　右ニ云ふ

江家次第巻六齋院御禊黒地篇ニ録。史白大御一

領陰陽助白大御一領ニ　同巻二大臣家大饗篇

云次親王禄　大御女装束ニ　是大御ト女装束

ト二色也　同新任大臣大饗篇仰禄事余ニ有参議

者紅大御一條ニ　同巻二二宮大饗篇宮司等給

禄王郷王郷次第自座上進跪芦蘭上ニ搢笏取禄南

面一幷退出於東一間簾内所侍候前給之大納言以上
中大御二領中納言同御一領参議紅大御一領非
参議四位柳色合小御一領五位細毛一連ゝ
一枕草子　栄花物語ワカバヘ巻ヨリ巻ヨリ
ハ欠ケテ。ムラサキ
ヨウキヨウテ。ウチ出シタヤウ。色ノウツクシ
枕ウツクシクツクツクシテ。ナツカシウ
クタルヨウ。一ハ余ウツクシウウツクシウハ
アラネドソレハ枕ヨセン料ヨ色ノニシキヲイウ
ウツクシウテウツクシウテウツクシウテ枕
ウツクシウシトイフヤウノ清ヲ納云ウケウシ枕ウツ

少若年シルシウツクシウマウツクシウ事ヲ書キツクル
ルカヤ清ヲ納云ウ同シ世代ノ人ウツ
一局　ミヤウ（ウ）ウルル女房ノ伝ヘ所ヲ栄
ヱ物語ウツ（ウ）ウ巻ヨリ巻ヨリ
巻盤ウツクシウウツクシウ屏風ハ帳ウツクシウ
ウツクシウシウツクシウ文ヲウツクシウ扇ヲ
女房ノ住ヒ所ヲツボウツボウハ長キ廊ヲ
ヨルヒキウツボウルカノ名ウ（ウ）ツボウ
云ハ清ヒウルトイフヨ同シヒウクトハ
スル初ウ
一長持　同巻ヨリ又ハ長ウウツクシウツノフヨ

いとおろかなるこころをみいだしてうちかうるてふと
ものとなりてくるしのうちひつとも
ふれて後ろ長持出来るるかあどいうへ
のらひいと長持と云るあるしうう

一窮理　窮理トハ万事ニ依ルヘシ父母妻子兄
弟等ノ死タルニ理ヲ窮メテ物始メアレバ必ス
終リアリ生タル者ハ死スル理也トアキラメテ
悲シミ悼ミザルハ佛家ノ悟リニテ聖人ノ教ニ
背キ人倫ノ道ニ非ス理ヲ捨テ恩愛ニ迷ヒテタ
ダ悲シミ悼ムハ聖人ノ教ニテ人倫ノ道也佛家ノ
意味ト大ニ異也佛家ニテハ棄思入無為トテ

愛ノ人情ヲ棄テ出家シテ佛道ヲ行フ孝ヲ貴フ
也聖人ノ教ハ恩愛ノ人情ヲ損ナハズ人倫ノ道
ヲ勤ル孝ヲ貴ブ也大學ノ書ニ窮理トアルハ人
情ノ理ヲ推シ窮ル孝ヲ云ナルベシ霜雪ハ何ノ
理雷震ハ何ノ理トカフ事ヲ窮ル類ニハアルヘ
カラズ人情ノ理ヲ推シ窮メハ天下平ナルベシ

一火焼屋（イヤヤトモ又記ス合考ヘシ）或説ニ飯ヲ焼ク所也トカフハ非
ナリ火焼ハ御前ノ庭ニテ夜衛士屋アリ后宮モ
尼ニナラセタマヘハ火焼屋ヲ置レサルニヤ栄
花物語衣ノ珠ノ巻ニ万寿三月正月十九日上東
門院后ニナリタマヒシ時ノ事ヲ記シタル条ニ

清まつのひとまやゝ立て陣屋こゝらとすまゝ清
士ちとたきうしてかあるとしげとかりひう
陣の者上ゝ（十三ゝ）とゝるうしうとゝ又きとふとひしと
なげく女房の巻ゝ七条乃后宮（温子）のうせ給へ
るすゝあれめゝ増といせういひうるわとゝ乃ゞ
ちゝうとうやうゝ人（中略）清水のひき国をえて
いはうきかぶうゝとえしひきやゝ（今）ふと
ゝ乃ゝこゞやうう　出羽、奥
京院の少弁命（婦）
いうゝちん朱士のたくゝわ清ゝてゝうき思
ひうゝんあべきゝを

一長柄橋　栄花物語のゝ川えの巻ゝ二月廿延久
五年天王寺ゝきうでうせ給へ院とゝ一院とゝ
中けるゝ後三条院ゝ女院（陽明門院）ゝ一条宮
職ゝもきうでうせ給（中略）ゝうゝいはくをとゝ問ゝ給
文章（紀長谷雄）どつゝへひ給ふれゝ長柄（橋）とゝ人中すと
ゝあるとゝの物（橋）ゝあるゝやゝうゝのうせうへ
ハゝうゝふゝうゝすゝ物（不）とゝて物ゝとれハ
古き物のたゝ（荷）ゝひとり殘ゝいまゝふゝ方と（荷）
ゝゝひうゝふむうゝかゝてゝうゝとゝ思し
あとゝれゝうゝ。（ゝ中代ゝこゝゝゝゝゝゝ殘しり）
一　名次　関白上の花見の巻。長元四年二月九日

女院（上東門院）紅石清水に詣でさせ給ひしの色
衣をうちはおりし色のいろこめきたる
十人はきうち車副ものの色のうち衣猶さやまふきの
ぬいめをきてうちうちに禁秘抄うちに次ええさ
に平家物語にも清重の引次ええうち抜きふの去
うち職人尽のおとしたてうちてんとすゆきとの使
てをれ中し次ぎてうちるものとええうち

一曹司（サウシ）　二条良基（基）公乃語戒野物語に曹司（曹）とは乃の
義也うし古書に女房のきうしとはつかはれ
車也つかはれ小屋也人の居るを居ざうしとも
局（ツボネ）とも車と宣所（オロ）居るとは居（オロ）る住居とも将軍

家のいまうと家智と徳うとまる間ハ清方内侍とも
しうう（ソおるノ事ハ前ニシルシヌ）

一坂弦　万ッ礼儀之次第（武家ノ古記也年月記者詳カナラス）云はう
弦乃半さうの者のうち　たて本弭もうつうう
弦ていまう末弭とハつうとして長まるる
をはう弦といひはうはうとしるとの日はう
ハ松（坂）材也職人歌合に松（坂）材やはるくとも幼あう
弦うの歌に内侍てうう

一虎頭　栗花物語初函乃巻後一条院御誕生の条
虎の形ハ宮の内侍うてはさきうとまる○本草
綱目巻五十一獸類部虎之條虎骨主治頭骨作枕

辟悪憂鬱置戸上辟鬼陶弘景　初生小兒煎湯浴之辟
悪鬼去蒼朮驚癎鬼疰長大無病孟詵　右也斎考

一火焼屋上ニモアリ合考ヘシ　江家次第巻一元日宴會篇ニ撤去
東西火炬屋東ハ置ニ日華門北撤ニ西置紫宸殿西北ニ主殿寮後之　とゝえうう
第夜ハ清涼殿中の御ひさきに出てとゝけり金と
りふ名ハ如何ぞ名ハ火ハ不ずして小きや
ゆへ形ちなりなき或ハ行ゑ知ぬ也　あとゝ
えうう今世ハ如何ぞ名ハ仕て作り物と称名ハ仕て小さ
ヤ屋形ヲ作リテ荷ヒアリキテ居エ置物類称
一放巾子冠　なるちこゝの冠とゝハ巾子と儀ゝ
ゆゑなるゝ仕りなる冠ハ如何ぞ名ハ冠や

寛永二十年癸未九月廿七日紹仁親王後光明院ナリ元
服次第云次理髪其儀先以左手取御冠抜巾子如
元置之中略次取巾子入御本取以左御手奉令押之
中略次加冠人着圓座理髪座入儀額畢復座○巾子ハ
冠の筒のこゝ立ハ如ハ儀ハ額より頭ハ
如ハ如ハ儀ハ巾子の内ハ入ハ
ゑ中ハ入ハ巾子の中ハ入ハ左の方ハ
へしめまるとハ其巾子ハ押
ハ押へしめまるハ
ひゝ入る形ハ儀ハ
一鷹飼犬飼装束　江家次第巻二大臣大饗篇曰

鷹

餌。錦帽子。紫纈狩衣。白布帯。壺懸巾。浅履。熊行騰。餌
嚢。紅御。鳥頭太刀。左手ニ居鷹。右手ニ執付レ雉。○大餌。
帽子。紺布狩衣。緋草袴。貫。左手ニ引レ犬。右手ニ取レ白木
枝

一姓戸書法　江家次第巻二叙位篇云上卿仰外記
令レ進硯紙等此間令参議書可レ給二省下名書様
注四位五位書二姓戸名一依不レ書レ戸依レ数書其本位
無レ漏一人公卿不レ入レ下名云〻○負文按二省ハ式部
省兵部省ナリ式部省ハ文官ノ事ヲ掌トリ兵部
省ハ武官ノ事ヲ掌トル故ニ位ニ叙シタル人ノ
姓名ヲ書テ式部兵部ヘ授ケ下シ給ハル下名ト

云フナルヘシ此書キ様ハ職原抄ノ姓朝臣名朝
臣ノ事トハ違ヒ別ノ事也一ツニ混スヘカラズ
下名ノ書躰江家次第ニアリ畧之

一人道　聖人ノ教ヘニハ孝悌忠信ヲ行フヲ人道
トシテノ佛家ニテハ死テ後ニ佛ニ成ル支ヲ得ス
シテ再ビ又人ニ生レ出テ人間ノ苦患ヲスルヲ
トヲ人道トシテノ予或僧ニ逢テ予ハ常ニ地獄ニ
墮ツヘキ程ノ悪業ヲセズ又佛ニナルベキ程ノ
善根モセズ死タラバ何ニ生ルヘキヤト問シニ
僧答ヘテ仰ノ通リニテサフラウヒ必ス人道ニ
生レタニヒテ再タヒ人間ノ苦患ヲウケタニフ

ベシト云ヘリ然フヘキ事也實ニ輪廻再生ト云フ
事有テ再メビ人間ニ生レバ上モナキ幸ナルヘ
シ佛ニ成リテ何ニカハセニ戯ニヨメル歌
命アル限リハ生テ死シテ後何ニ成共ナウハナ
リナシ　貞丈　地獄ヲモ怖レヌウヘハ佛ニモヘツ
ラハヌ身ハトニモ角ニモ　貞丈

一年号亨享ノ字亨享ノ字紛レテ書キ誤マル事ア
リ元亨ハ周易ニ云其德剛健而文明應乎天是以テ
元亨　文章博士貞資朝考之　ト云フ文ヨリ出タレバ亨ノ字ナ
リ享ニハ非ス永享ハ後漢書ニ云能立魏々之功傳ヘ
子孫永享無窮祚　文章博士菅原御豊考之　ト云文ヨリ出

タレハ享ノ字也享德ハ尚書ニ世々享德万邦作
或ト云フ文ヨリ出タレハ是モ亨ノ字也亨ニハ
アラズ皆考證ノ文ニ據テ正セハ書誤ナシ考證
ハ見原好古カ国朝年号譜ニ見エタリ

一物怪　栄花物語源氏物語なとに病人産婦なと
に必ず物の怪付て出来るか持祈せさせ
て物の怪なりしなと祈禱なとせられ
ぬる世なれば尤なる道常に行なはるる事
書しるせしに国史なとにも出来なし後代
に至りて病人産婦あるに物怪なりし事心得
うるしそを伺ふに祈禱を用ひ人を狙と

はうい病人産婦などに付け置て後に取りかへ
して物ともをふしたらぬみる色しもいのくいも殘
佛法に深くおぼえ遠く修て貴ひたしじかの業升
と物中さうしこうしに近年は戸子詰ゑと云ふの
千日院の住僧人に物と分て置てきて後に國の
比丘尼に千年院の新待寺ぬなりといせてくに
きあさせて初穂となたの男にて物とをみ下事を
せしが武貴家のえんに物をはけしきをつくを
付ずして近邊の住人に分てみちびしてて千日院
が家人につけとらひしれどもるつかなきを忘
中にて事なざるなり業にきけうとをいひし

あらうて事にてもしれてうの僧は近辺をぶらしせ
閑居なし者の伺ひもしは出ぶひ出ようしなうつし
○常花物語ういの老に伽藍國白髭長の病悩
を去ることるを年よ病りさいんしきはいのうを
さもくなりうとしと言ひいまを去ることえずい
ところうせを給ふ乃あのけうを去しば
の、ことを年をげをさりやと業もれを又との祭
きれあるやうきこことの物ものねえねのうそし
あひき事ぶんをどりつうろしけり文を伽とル
物をてあのけをうる事うりとを北をそりおみを
ものかをさもいるまおりをしき也おねえぬるのを

[illegible]

一俗語ノ筈　俗語ニ爲ベキハヅ取ベキ筈ナドヽ云ハヅノ字ニ筈ノ字用ルハアテ字也本字ハ理ノ字也俗用ノ手簡ナドニハ筈ヲ用ヒベシ

一俗語也波利　俗語ニヤハリトヽハ即ノ字也ソノヽトモヨムヘシ

一俗語折角　俗語ニセツカクトヽフハ好カノ字又ハ勤ノ字也俗用ニハ折角ヨシ

一俗語結句　俗語ニケツクトヽハ却ノ字也俗用ニハ結句ヨシ

一俗語丁度　俗語ニテウド何ノ様也トヽ。テウドハ充然ノ字又恰ノ字也サモ似タリモ同

一俗語チトヽヽハサノ字又チヨトヽヽモ同シチクトヽフモ同シ

一俗語ニイツワノ変ニトヽ云ハ寧ノ字也

一俗語ニモハヤトヽハ既ノ字也又已ノ字

一俗語ニ何ノカノトヽフニ及ハズトヽフハ無乃ノ字也

一俗語ニサテトヽフハ而ノ字也俗用ニハ扨ノ字ヨシ又偖ノ字ヲ俗ニ用ユ

一俗語是ナドアレナドヽヽフ。ナドハ等ノ字也俗用ニハ扨ヲ用ユ

一俗語ニツラ〳〵トヽフハ熟ノ字也俗用ニハ倩ノ字ヲ用

一俗語ニ鳥獸スラナドヽヽフスラハ尚ノ字也

一俗語ニカリニモ又カリソメニモトヽフハ苟ノ字也

一俗語ニドウシテトヽフハ豈ノ字又焉ノ字又安ノ字又何ノ字又爭ノ字也

一俗語ニモノイフベキ初ニ。アノトヽ云出ス。アノハ夫ノ字也モノトヽ云出スモ同シ

一俗語ニモノイフベキ初ニイデトヽフハ蓋ノ字也又オホカタト云フモ蓋ノ字也

一俗語ニアレカシ。ナレガシナドヽヽ願ノ詞ニカヒトヽフハ寧ノ字也止ニツカフ字ナリ

一俗語ニドウゾトヽフハ願ノ詞也ドウゾハ願ノ字又願ノ字又望ノ字也

一俗語ニ何トシタキ。カトシタキトヽ同此シタイ

ヽフハ欲ノ字ナリ

一俗語ニモウ〳〵シキ。ハレ〳〵シキナドヽヽ云。シキハ如ノ字又然ノ字也又爾ノ字也又平ノ字焉ノ字十

トモ何々シキノシキニ當ル俗ニハ數字ヲ用ユ

一俗語ニ食テシマツタ捨テシマツタナドヽ云フシ
マツタハ了ノ字又畢ノ字也

一俗語ニアバレルト云字ハ荒ノ字也荒屋ヲアバ
ラヤト云フモ同シ

一俗語ニサスガニト云フハ然尚ノ字ナリシカス
ガニト云フモ同シ俗ニ流石ノ字用

一俗語ニヨモヤト云フハ豈度辛ノ字ナリ

一俗語ニトカク又トニカクニ又トモカクモナド
ハ云フハ左右ノ字又彼是ノ字也

一俗語ニソリヤト云ハ驚破ノ字セリ日モヤトモヨム

一俗語ニイカヒセワ又イカヒコト、云フハ大ノ
字也イカフヨイナドヽ云フモ同シ

一俗語ニコヽルト云ハ窘ノ字又困ノ字又窮字也

一俗語ニセツナイト云ハ切ノ字也セツナイノナ
イハ助語也切ナルト云フ事也切ノ字ハ急也迫
也ト注シテシキリニセヽルヲ云フ也

一俗語ニドウヤラト云ハ疑ノ字也又ドコナラモ
トウヤラカウヤラハ
同シ別ナリ右左ノ字ナリ

一俗語ニサヤウデゴザルト云ハ然ノ字又爾字也

一俗語ニウルナシト云ハ莫論又勿論ノ字也又無
理ノ字也コトワリナシ
ノ畧語ナリ

右ノ類尚多シ本字ハ俗ニ通ゼズ常ノ手簡ナトニハ俗ニ通ズル字ヲ用ユヘシ

一挨拶アイサツトヨム 今世俗ニ應答ヲ挨拶トヲフハ當ノ又義也挨ノ字ハ字彙ニ迫也トアリ拶ノ字ハ玉篇ニ逼拶也トアリ然レバ挨拶ノ二字コヽルトヨム也應答ノ義ニ非ズ俗ニヲフアイサツハ謝ノ字ニ當レリ字彙ニ以辭相告曰謝ト

一俗語ニアヒシラフトヲフ字 待ノ字ヲアヒシラフトヨム也字彙ニ遇也トアリ待客トヲフハ客ヲアヒシロウトヨムヘシ客ヲマツトヨムベカラズ又意ニ依テ候ト訓スル事モアルヘシ又遇ノ字モアヒシラフトヨムベシ是等ノ字幼童知ラザル故記之

一俗語ニヽシテヤトヲフハ倪ノ字 倪ハ剛ノ字也同ジカラズ 剛ノ字何レニテモ用ユヘシ 剛又作彊同字

一俗語ニシレモノトヲフハ古ト詞也 痴ノ字也今世バカ者トモタワケ者共云又癡人共ニシレモノトヨム也シレタルワサナト云フモ同シ

一俗語ニグサグ又ゴサイクトヲフハ雜ノ字也

一俗語ニメツタトモヤタラニ共ヲフハ妄ノ字漫ノ字狠ノ字等也

一俗語ニウテナカメ。ウテナゲク等ノウテハ打ノ字也唐詩ニ打越黄鸎兒ト云ヘル打ノ字ニ同シ打ニ意ナシ語ノ助也又俗語ニカイ行。カイツテム。カイヤル。カイナヅルナド云詞ノカイハ搔ノ字ニテ是モ打ノ字ノ類ナリ又俗語ニブツカヘル。ブツコロブ。ナド云ヘルブツモ打ノ字ナリ

一姙婦移居他所　栄花物語ニ花の巻ニ中宮姙子たちゞよおいしまきるゝ出ル程ニ御信方納言は大炊御門の家ニ移いしまいてうち古代姙婦ヲ禁中ニ出テ他の家ニ行き居テ産穢ヲ禁中ニ忌ム故ニ行き居テ武家ニテ此儀会

将軍家乃妊婦他所ニ大石の家ニ移り居ル度ら走ル事東海ニくルフ京都将軍家ニテ京同シ蜷川殿中ニ日記ニ見ヘタリ

一公家　栄花物語浦くのけぶりのもとまきくるくしよ乃ゆくくるたのしゐ元を事ニ所ゐしきるとする事ニ成たるとゝいふ事ニ成おしもうせ給ふ山ゆしうおと申ス事ニ成ル（伊周公左遷ノ後私ニ上京ノ事ヲ云）此ニ為ニ朝廷乃事ニ成ル故ニ古書ニ別遣ヒ云テ云ふと記しうも多し今世公卿ヒ云テ云ふと云ハ誤セル家衆ヒハ云フヘシ

一君臣歌　細井知慎（書家号廣澤）作也　幼童手習ノ始メニ
いろはと書かむいろはハ古常ノ歌ニテ吉祥ナウ
ズトテ別ニ歌ヲ作テ君臣ノ歌ト号テ版行セリ其
歌ニ曰　まみまろ。おやこいんせに。えとむれぬ。ね
ほうたくつて。すろしげる。あめつちさかゆ。ようと
わひうふねめろなはは。是也　神ノ歩授セトカ
貞丈按此文意ハ　君臣。親子夫婦。兄弟群。井鑿田
種而。未繁。天地。榮。勿他徐世。舟艘繩〇文字限リ
アル事トハ云ヘトモ句上文ニ屬セズ離シ
テ聞ユイロハノ文ハ首尾連貫シテ聞ユ君臣歌
ハ少省シリ　いろはと用ヒる事千年ちく世乃

なくさきさろうれとゆさしぬらつきとけらし
ずえ物いもひもていろはハ古常の物として名生
もあいうえとの五十顔をろらハしむ〳〵し世ろ
いろはうりんちりぬるを人ハ同字あるゆえ同字
ハけくろろいき事ろ
一ソロハトナクト云詞　とこむら又とくたくとし
うこむくさみし云若干乃二字也若干ハ顔會ニ數未定之辞
猶言幾許ここらとこそ形くとうハいろくおどし
なくと云事　あて勢かきりあきとしあれ　はまく
ゆとうこうとくろくうまはくまとハいるハよくかる
り新千載衣傷部さいはらうう号とと亜てうてをむ

[illegible]

一カヒナキト云詞魯甲斐ト書クハアテ字也無益ノニ字カヒナシト訓スヘシ

一男假字女假字　倭注假字反切義解耕雲所著之庠云舊事本紀日本書紀所用男假字數多皆是也中畧伊勢物語古今和歌集所用女假字四十七等是也

一神国　吾国上古ノ書ニ日本ヲ神国ト称スル事ナシ但日本紀神功紀東ニ有神国謂日本見エタリ

此神國ノ神ノ字ハ新羅国王日本ヲ貴ニテ襲美シタル詞ニテ神祇神道等ノ神ノ字トハ意味異也日本ニ神国ト云フ称アルヲ新羅ニ傳ヘ聞テ神国ト云タルニハアラズ神妙神仙ナドノ神ニ同シキ美称也中古以来神道ト云モノアルヱヘ神国ト称スルトハ意味同シカラズ支那ニテ其国ヲホメテ神州ト云申氏藻林見エタリ何レノ国ニテモ其国ヲホメテ神州ト神国ト云フベシ

一おすび　掎乃事也古きも詔あとよりあ多くおすびミ書クル和名抄ニ掎和名由比俗ニ云於與比ヤ之ル也是はゆひとゝ云ハ事名なりて[illegible]

俗語也 おやびを 大指と 小指 又小指と 小指 又小指と 小指 語

一 ミヤゲ 古語 ハ ハ ハ 郡の つ ま 家つ ま など

ゆゑ 今 せ ゑ げ と ゑ よ 因 し ち ふ ね を 苞 し

持 り か る べ し 苞 よ と ゆ き 物 な ん ふ

か ゑ し ら け ゑ ゑ 神 社 俗 て ゑ つ る ま ゆ ま

ま ら 紀 て 宮 笥 ゑ 云 意 ゑ ゑ し ゑ 説 所 見

按 ば と 又 み 屋 げ の 正 字 ハ 贄 ノ 字 を 見 し ハ の 不

後 後 ま 持 ち 行 し 進 物 を 贄 と 云 聲 字 左 傳 ま 男 贄 入 こ

者 玉 帛 小 者 禽 鳥 女 贄 不 過 榛 栗 棗 脩 と 見 え う

一 ま ま ば て 果 花 物 語 言 葉 の 巻 ま か の 注 今 の 月 は

え ま る ま し け ま ば ら し こ う ま つ る ま ふ ま る 所

せ ま が 者 や ま み 川 と ま し 注 ん ま る う ま ゆ ま け え

と ま ま ま る も ま る ま て ゑ ま ま ま ハ 裏 逢 や つ ま ハ

ま ま げ ま 老 人 ま れ で 裏 逢 の ま ま げ ま せ ん と い つ る

間 や 裏 逢 ま ま み ち と 云

一 田楽 果花物語 ハ ま き れ ま ゆ 田 う ん ま 浦 ま ま 事

を 書 ま る 事 ゆ 又 で ん が く と い ひ て ハ や し き や ま る

は で み ま し ま ゆ ひ つ け て 笛 ふ き は ら と い ま ゆ つ き

ま は く 乃 笛 し て あ や し れ お の こ と し う ま う

ひ ひ ら ま げ ま ほ ま て け ん ま う ま う と れ 中 ゆ

此 田 で み と い ま ゆ ハ 例 の で み ま れ 佃 ぬ を ま

て こ ば く と ま る ま ら し ゆ く ま る ま く 按 田 楽 と い ふ

事を田うへの時の楽なる故田楽と名付るやち代
の田楽のさま古のさしいとの田楽ハ農人ならでせし
ほど成色し太平記ニ載る所田楽法師なてとの家
など立て本社新社なとに立て一座となりける事を経
乃事也京都将軍の此ハの田楽法師共愛せまして
あたりしかハ丹座比国ニハ絶えられ玉き其旨の
記にみえたり猶田楽法師乃座残りて今なほ
ともかくして大和国ニ居住するよし出て及ひて武蔵国
豊島郡王子村の王子権現乃祭七月十三日ニ田楽
ありと所化らるしてかしこに座残ありとぞ

一 衣貼ニ螺鈿

栄花物語御賀の巻にいろいろの女房

乃二月過出るをりより手かう世の色乃葉とるとに
むかし四方山のこゝみちの紙とたゝさるをすゑて
ますふへきれわ次之このおり也うしきうしけや
あとすへく色ぞゝつくれはなしうり袖口にハ白うり移
こゝにかれどきくらめひゝりわらてえぬしとうもし物ニ
ときくらとハ袖口にく金銀をもて文を書きしるなる
べしらてえハ螺鈿にて青貝やとしうり乃とゝ字ハお
の書違ひにや貼うりなるべしぞれ螺鈿を以て女
とはくりて袖口に貼しうるなど也又同物花の巻ニ上
東門院浄庵の参にわうきくらハあひぬ螺鈿なとの
袖口と白きにの左右の系しりてふせくらし候ゆく

たきしきあ（りろし 按白うの唐衣の糸して ゆせらし
ろろい螺鈿と貼して 苦めぐろく銀糸の たちちなり
のあんとくふせぐくとしたるとふかりときはらふ
文あ重ねしたる神ロとふ事なるべし

一むらさび（か 唐衣）のうらきぬ 栄花物語 音 栄の巻に出るなり
乃女房たちのまつ女ふすきふの用とうるせば 世
とのゆうふくれるのなてしこなどのひ（ぎみとの
くやきつるくまちうう女房花萩ちぐいされ
うるとのとりもうすあるいとやふむもび
うきぬるどのらひつるくなきうれるり
乃三重よりうるはうりあ後せうく按いとやむ

もひからきぬとこいふ条を続んてうちけて文をなし
うるとうなむもひ 行 顔うるべし 増補巻五
便乃末 乃色 仲氏まひうる のもけ親ふいむもひかうる
よきくと重ねくしてむしうきとうぐのうきあき業
残ぬひうう又 ぬもの 花山院が侍ようどもるハ師徳の
山ふかく橘のむらさびうきぬ白糸ぬく水とひま
なくむらさびうるつく掛柳とれれむもびてけう
るるまちしく元むうう色ぬく考へしみ五色
け待ちうハ表裏の間く中郎（ナカベ）と入うとうるべし
一花うぼく 或説くまうとれ九列名とこ又一説く四字年
とて四条ある字条なるうこ按堀川百首杜若の彩

公賢卿の歌　花ちるは[illegible]
れ[illegible]てきまわるもの[illegible]人数花かげみまし
[illegible]かきりなるの[illegible]
もなるべし四月草ハ水面をうゝ[illegible]ハかきつらね
[illegible]るとハいふべし

一相撲ノ訓　スマヒ共スマフトモヨハサカラフ事ヲ
云馬ノ乘ズマヒ付ケスマヒナドヽ云フモ同義也相撲
ハ両人相互ニ投ントシ投ウレジトサカラフナリ

一兼塵　江家次第第七中和院ノ神今食御装束篇曰
當日神嘉殿七間内中央母屋三間塗篭内上張信
濃布兼塵白木骨其内敷満廣筵承兼塵ノ字ヲ俗
ニハナケシ長柿トヨム江家次第ニ云フハ布ヲ
天井ノ如ク張ルヲ云フナリ

一踐祚即位　神祇令田凡踐祚之日義解曰謂天皇
即位謂之踐祚祚位也福也　上古踐祚ト云フハ
スナハチ即位ノ事ニテ両名差別ナシ後代ニ及
テハ差別アルガ如シ此事上ニ記シヌ此条ト参
考スベシ

一版位　職員令式部省版位義解曰謂朝賀及祭祀
定群臣并百官列位之版也○儀制令曰凡版位皇
太子以下各方七寸厚五寸顯書其品位並漆字義
解曰謂以漆書也○貞丈曰版位ハ元日ノ朝賀大

輩會等ノ時群臣百官座上ニ列座スル時ニ此處
ニハ何位ノ人立ベシトヲシルシニ板札ニ位
ノ名ヲ漆ニテ書テ地ニ置ク也其処ニ其位ノ人
列立スル也

一謝座　江家次第元日宴會篇曰群臣再拜注曰
謂之謝座堂上ニ着座ヲ謝スル拜也

一僧詣大神宮讀佛經　東大寺衆徒參詣伊勢大神
宮記曰文治二年歳次丙午仲春二月中旬之比當寺勸
進聖人皇源俊乗房為祈申造大佛殿事參詣大神宮
偷於瑞垣之邊通夜之間同廿三日辛未夜大神示現
云吾近年身疲ノ裏難成大事若欲遂此願汝早可

令肥戒身ヲ三聖人夢寛干松樹之嵐涙宣干蘿衣
之露即還向本寺被觸此状於衆中之處衆徒相議
曰神明威光增益莫過般若成力早ク新寫大般若經
二部僧綱以下六十口ノ僧徒頂戴之參詣彼宮於内
外二宮各一部遂供養轉讀第可被番論義ヲ〻衆
議已就万人股膏畢　同年四月廿三日庚午進發同
廿六日癸酉可有供養轉讀等之由為長官右大辨行隆
沙汰仰陰陽寮被定下畢　負文云大神宮ニ佛法
ヲ忌ム事上古ヨリノ大法也故ニ延喜式ニモ齋
宮ノ内外ノ忌詞アリ然ルニ大佛ヲ造立セン為
ノ祈トシテ東大寺ノ僧ヲ大神宮ヘ參詣セシム

ルノミナラズ神前ニ於テ佛經ヲ讀シムル事神
慮ヲ憚ラズ神威ヲ恐レズ神宮ヲ穢ス是朝政ノ
大乱也カノ示現ニ吾近年身疲レカ衰ヘ難成ニ大
事若シ欲シ遂ト此願ノ汝早可ク含ル肥我身ト云ルハ皇源ガ
造言也神昊何ノ身疲カ衰タ〻フナド〻イフ事
アラン哉其此ノ君臣愚昧ニシテ佛法ニ深ク溺
レテ僧徒ヲ信セラレシカバ皇源ニ欺ムカレタ
ルナリ可歎哉

一胡瓶　酒瓶也禁中節會ニ用ヒラルヽ者也江家
次第元日宴會篇曰殿東軒廊安殿上酒臺西第一
間第一ノ柱南砌上鋪毛代一枚其上立案其上

鋪紬布立胡瓶二口注曰西向近例只有一口金銅
鳳瓶也其東立樽〇同篇當幄北東西行鋪蘆蓆一
枚其上立案有臺覆紬布懸同間額其上各立胡瓶二口〇同
篇南臺盤居胡瓶一口注曰胡国瓶也見史書〇臭
文按右ノ注ヲ合セ考ルニ胡瓶ハ本ハ胡国ノ瓶
ニシテ金銅ヲ以テ作リ鳳瓶共云フ物也年中行
事ノ繪ニ瓶ノ頭ヲ鳳ノ頭ニ造リタル物見エタ
リ即是也元文大嘗會ノ繪ニモ此物見エテ鳳ノ
頭ヲ色〻ニ彩リタリ

〇胡瓶名目抄ニコヘイト唱フ

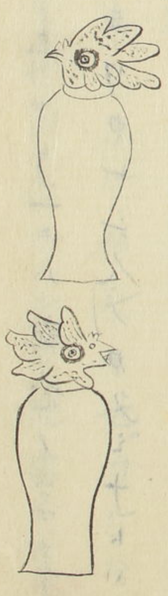

一カタミ　カタミトヽ云ニ三ツアリ一ニハ記念ノ字ナリ
マレハナキ人ノカタミワカレシ人ノカタミナトヽ
云也二ツニハ笠ノ字也竹カヅ也花ガタミナド云ナリ
三ツニハ互ノ字也カタミニ袖ヲシホリツヽナド
ノ類也此カタミハ専ノ字ヲモ用ユベシ
一アタラシキ　アタラシキト云詞ニツアリ一ニハ新ノ
字也古記カラヌヲ云一ニハ可惜ノ字也アタラモノ
ト云フヲアタラシキモノト云フ反アリ
一古物語ノ詞　アルベキトヽフヲアベイト云アニベイトヨム
サルベキト云ヲサベキト云サニベキトヨム何カルヘキト云
ヽヲ何カベキト云カンベキトヨム一アリイテト云ヲ一カデト
云フマカンテトヨム一シテト云ヲ一イテト云オホシテト云
ヲオボイテト云ナゲキタ一フトヽヲナゲイタ
一フト云サラバト云ヲサバト云サモアレト云
ヲサバレ共サマレトモ云コノタビト云ヲコタ
ビトモコタミ共云類皆俗語也マレ中古ノ俗語
ニテ古代ノ本語ニアラズ源氏物語枕草子ナド
ハ俗語ヲ用ヒタル也
一ウルサキト云オ詞ニウルセキト云詞同シアラズ
ウルサキハ俗ニモ云詞ニテワヅラハシクムツ
カシキ也。ウルセキト云ハウルハシキ也。ウルハ
シキノハノ字ヲ中畧スレバウルシキ也其シノ字也セ

ト音相通ナル工ヘウルセキノト云セ

一 細男（ホソオトコ） 栄花物語ノ巻々ノ内ニ春日ノ祭ニ細男ノ舞ヨリ始テ

ひろうきめきぬめりあるとを引後

ずやうびしくとめくひてこのあこうくうく

らんてんはちぢまたれさるまれるまる御男

舎のはちおとこのてのごひしてうかうく

るびちするうらく○是ハ批把殿姉子の大食か

日 内ハ教通ニ女房の中ニ文ヲ出テ女

房ニ見セテ引ラ誘ヒ上ル神ヲ

けるかうものうひしてうかくしきりふふく

ゝしうと云ふうべし 春日祭ニモ細男ハ

ナウト ヲフ 春日若宮御祭禮圖ニ細男六人神樂舞奏

之立烏帽子白張ツギムシロ裏 二人ハ立テ笛ヲ吹二人鼓ヲ

宮廻ノ時ハ鼓ヲ付ケ笛ヲ

退キ社ヲ又二人ふくめんヲ掛テ

之ヲ引之也記サヽ退ク

一 即祚 即位也日本紀孝德紀ニ升壇（ノボリクラニアマツヒツギシラシメス）即祚

一十月祭神 日本紀垂仁紀二十五年注曰一日天皇以

倭姫 和姫 命為御杖貢奉於天照大神是以倭姫命以天

照大神鎮坐於磯城嚴橿之本而祠之然後隨神誨

取（モチテ） 以（ヲ） 十己年二十六年冬十月甲子遷于伊勢国渡遇宮

此文ヲ以テ考ヘハ十月諸神出雲国大社ニ集リ

タニフ故十月ハ神事ナシ其故ニ十月ヲ神無月
トヽイヘルハ俗説也ワレ〳〵草ニ云十月ヲカミ
ナ月トヽテ神事ニ憚ヘキヨシ記シタル物ナ
シ本文モ見エズ但當月諸社ノ祭ナキ故ニ此名
アルカ此月万ノ神タチ大神宮ヘ集リタマフナド
云説アレ共其本説ナシサル事ナラバ伊勢ニハ
コトニ祭月トスヘキニ其例モナシ十月諸社ノ行
事其例モオホシ但多ハ不吉ノ例也ヲト兼好ノ此ハ
出雲トヽバシテ伊勢ヘ集リタマフトイヒ習ハシ
タル也如此區々ナルハ無實ノ故也水戸中納言光
国卿カミナ月ハ無雷月也ト宣シハ（年山方圓ニ見タリ）至當
ノ説也上古ノ書ニハ皆雷ヲカミト云也十月ハ
極陰ノ月ニテ雷鳴ナキユヘ無雷月ト云ノ変能カ
ナヘリ（諸説アレトモムツカシ　無雷月ノ説ヤスラカニテ宜シ）

一如之畧語　古書ニコトクト云ヲ畧シテコトヽ云
タル詞アリ花ノ如クヲ花ノゴトヽ云如此ナラバ
トヽヲゴトナラバトヽ云類也事ト紛レヤスシ

一其之畧語　ソレヲトヽ云ヲ畧シテソト云フ事ア
リリヲダニノ千ノワスレカタミニトヽハリレ
ヲダニトヽフ事也

一是之略語　コレトヽヲ畧シテコトヽ云変アリ是
ハトヽフ事ヲコハトヽ云コレヤトヽヲコヤトヽ云類也

一ヤノ字ハノ字助語。ヤモカモ疑ノ語ナレトモツカ
モヤウアリ水邊ノ古柳ト云フ題ヲ負丈詠スル歌
イク春ヤ岸ノ柳ノ枝タレテ汀ノ千リヲハウ
ヒナレケニ或人此歌ヲ難ジテイク春ヤトハイ
カヽセイク春カトコソイフヘケレト云負丈ハヤ
ノ字ニテコソヨケレト云フ其後北村春水翁此
事ヲ語リケレバ春水云イク春ヤト上ニ云タレ
バ下ニハラヒナレケントト云ヘルハ能ク叶ヘリ
イク春カト上ニ云タラバ下ニハラヒナレツル
ト云ベキ語幣セトゾ答ヘタリキ是等ノ詞ノ分
別古歌ノ語幣ヲ熟知セザレバ迷フ事ナリ

一兒手柏　萬葉集卷十六雜歌誘佞人歌一首
奈良山乃兒手柏之両面爾左毛右毛佞人之友
今世常ニコノ手柏トヽハ檜ノ葉ニ似テ表裏
ノカヘサヽナルヲ云或人樹木ヲ好ミシガ云シ
ハコノ手柏ノ葉ハ機樹ナリノ葉之如ク葉ノ端
五ツ出テ手ノ五指アルガ如クセサレバ兒手柏
ト云其葉表ハ裏ノ如クニテ裏ハ表ノ如シ万葉
ニ兒手柏之両面トアルハ是セトヽ云ナリケニモ
墓ノ手ニ似タルヲカヘデノ畧語ト名付タレ
バ兒ノ手ニ似タルハコノテ柏ナルベシ檜葉ニ
似タルハ名ニ叶ハズ別ニ名アルベシ

一奇事　安永六年月日ハ忘レタリ子夜厠ニ蹲リテ小便ヲ通シ畢テ立ツ時ニ大ナル風ホドノ物ニテモアルラニ欲ト思フホドノ物厠ノ下ニ落タル音聞エタルヲ何ヤラント按ズルニ両股ヨリ足ノ先マデ濡タルヤウニ覚エ又衣服ノ裏モ大ニ濡タリ下血シタル欲ト思ヒテ燈ヲ取ヨセテ見ルニ血ニハ非ス衣服ヲシボリテ見レバ水ナリ濁リモセズ色モナク子バリモナク臭クモナシ此水前陰ヨリ通タリトハ覚エズ肛門ヨリ一度ニ突タルナルベシサレトモ覚エナシ甚ノ水一升ハカリモ出ツラム腹中常ニカハル事ナシ後ニ何ノ病モ起ラズ如此ノ事聞モ及バス醫書ニモ見エズ甚タ奇怪也何ノ故トヨフ支ヲ知ラズ又明和九年夏予前歯ノ上龈腫痛甚タシ二三日過テ鏡ヲ取テ見ルニ白ク膿タル如シ針ヲ以テ膿ヲ去ラントスルニ堅クシテ膿ニ非ス針ニテ突出シテ見レバ歯ホドノ白キ石ノ如キ物也碎テ見レバ角ノ屑ノ如ク細キ物ノカタマリタル也此白キ物出テ痛止タリ是亦奇事也無用ノ談ナレドモ奇怪ナレバ記之

一コハ　赤深傷門ヶ集よときくてうる而よいこまものあまるいるとそ　ちりふとそしてみしふいでる

るまさうて帰りうらやというぐせうどとるくていと
いひうしさぬまむとんこもふくかぬ車と
ふれうよ云ふびいうあうハ貞丈云此こもとうふ
也詳ならず橘嘉樹ハ同じく貞氏が石和の竹
り蒲葵乃車と對馬国うてハごハと云やうえうう
ハと濁音さいふハ侍ふ侍ふるめ對るの方言也
郡侍ふしるべし右の歌のつハを此車なるべ
きふやとい貞丈云蒲葵ハ蒲葵ハ車なり
いふ蒲葵ハ蒲葵とび蒲葵といふ車伴なるべし
みや檳榔の字伝ふ月なく檳榔毛車なるべ書
き来まり蒲葵ハ桜桐乃ふふ似くなるあるう

今薩摩ふん土佐うん伝ふ此ふうく車の色根ハ青
うるべ檳榔毛車と云車ハふきうする具なる右郡ハ
てん世ふるべきうくしくんうるしなるべし

一胎兒　或醫師曰姙婦三月ニテ流産シタルニ其
産出シタル物ノ形頭ハ丸クシテイトタ耳目鼻
口備ハラズ頭ノ形バカリニテ下ノ方ハ手足モ
ナク長ク連リテ血凝リ固マリテ肉ノ如クナリ
下ノ端ハ綿ヲウスク引延シタルガ如シ又七月
ニテ流産シタルヲ見ルニ其兒形躰全備セリト

一新帝元年　元年ノ立ヤウニヨリテ治世ノ年數
違フ事アリ橘嘉樹カ記ニ云某帝ノ元年ハ即位

ノ年ヲ除キ翌年ヲ元年トスルハ一年ニシテ二
帝アル事ヲ嫌フニヨリテ其年ヲ以テ先帝治世ノ
終ノ數ニ加ヘ翌年ヨリ新帝ノ治世ヲ筆フル也
某帝ニヨリ即位ノ礼ナキモアリ又ハ二年三年
或ハ十年余モ後レテ即位ノ禮アルモアリ其ハ
踐祚ノ年ノ翌年ヲ元年トスルナリ又近世和朝
上皇ノ如キ踐祚ノ翌年ニ即位アリテ又其翌年
ニ改元アリ是モ亦踐祚ノ翌年ヲ以テ帝ノ元年
トスル十リ此事ハ通鑑ニ見エタルヨシ改元考
ニ記サレタリ踰年改元トシテ定制ナシ○又曰
、先帝ノ舊年号ヲ用ヒラルヽ事間〻アリ又上皇

ノ如キハ即位ノ次ノ年ニ改元アル故ニ改元治
世ノ元年ニ一年後レタリ去レドモ一年舊号ヲ
用ヒラルヽノ定メトス九十八崇光帝モ如此百
七後土御門帝モ如此或ハ即位ノ翌日改元アル
モアリ一ケ月二ケ月後ニ改元アルモアリ同ク
此類ハ踐祚ノ年ヲ除キテ新帝ノ元年トスル也
一神書　神書ニハ偽書多シ陰陽五行相生相尅ノ
理説ヲ逞シクシ述タルハ偽書也國史ニ見エザル
事共ニ時代年月国史ト違ヒタルハ偽書也又曰
天子月天子自性悲地誓願衆生願密慈悲隨喜功
德本地垂迹奇妙金胎両部生地長衣領惱隨機説

法迷悟三界利益其外此類佛法ノ語ノ交リタル
ハ偽書也心ヲ明ニシテ惑フ事勿レ神道ハ正直
ヲ本トスルト云ナガラ陰陽家佛家性理家ノ諸
説ヲ混合シテ人ヲ欺キ神ヲ誣テ偽書ノ作ルハ
畔放溝埋生剥逆剥屎戸ナドヨリモ甚タ多タノ
罪ナルベシカヽル大賊ヲハ神ヤラヒニヤラヒ
タニシ神タトキニタヽリキ殺シテモ飽クベカラズ

一日本宗廟社稷　吾邦上古宗廟稷ノ号ナシ中古
以来儒家ノ説ニ據テ此事ヲ云ヒ出シテ唐ノヤ
子ヲシテ天照大神ヲ始メ諸国ノ神ヲ宗廟社稷
ニ引當テ伊勢大神宮石清水八幡宮ヲ宗廟トシ

其外ノ神ヲバ社稷トス其社稷トスル神ノ中ニ
天子ノ御先祖アリ是社稷ニアラズ宗廟也然ル
ヲサヽ〳〵ノ説ヲ作テ強テ社稷トスルハ無理ナ
リ唐ノヤ子ヲシテ強テ宗廟社稷ノ号ヲ立ルニ
ハ及ザル事也日本ノ神社ハ君神臣神ノ二品ノ
分チニテ尊卑立テ祭祝ノ法礼經重ノ差別有テ
事行ハルヘシ日本ハ上古ヨリ日本ノ風俗アリ
後ニ其風俗ヲ唐ノ風俗ニ引當テ同様ニセントス
ルニ同様ニナラザル点アル故喧シク牽強附
會ノ説出来ルナリ　正四位下左京大夫源朝臣
幸和氏吉見ハ尾張国愛智郡名護屋　東照宮ノ神

主也此人博學宏才ニシテ神道家ノ偽作妄説ヲ
排斥シ国學辨疑五部書説辨宗廟社稷問答等甚
外著述多シ神道家ノ家傑ナル人也然レトモ宗
廟社稷ノ名目ヲ立テ問答ノ書ヲ著セリ儒学ア
ル人ナル故神儒両部ニシテ宗廟社稷ノ名目ヲ
放ヒ得ザルナリ

一烏帽子風口　餝抓云ノ衣冠単条　中御門内府宗能説曰
男装束惣メ無生ノ衣不可著云ヘ仍子孫不著之但亡
祖卿藏人少将之時白川院歴覧鳥羽殿東山之日
浮文指貫著ニ女郎花生衣烏帽子風口カウカイヲ
指テ居鵜佐奉之由物語之吹聞之○貞丈曰立烏
帽子風折烏帽子等ニハ風口ト云ハウシロノ方エホシノシリ
アキ間リ云又俗ニ侍烏帽子ト云物ノ額ニヒナガタトテ
敵形ニテ中クボナル所アリ其ウシロノ穴ヲ風口ト云也
○今ハ侍烏帽子ハ無位無官ノ者ノミ用テ官位ア
ル人ハ用ヒザル物也ト思ヘトモ餝抓ヲ見レハ
藏人少将ナリケル人モ用ル事モアリシナリ

一古今集歌人寵　寵ノ字ヨミヤウ栄雅抓ニ一説
千ヤウ一説ウツクトアリ穴冠ニ書メルハ誤ニ
テハ冠ナルベシ寵ノ字ウツクシムトヨムヲ下
略シテウツクトヨムナルヘシ両説アルハヨミ
ヤウ知レヌユヘチヤウトヨム人モアリウツクト

ヨムヘモアリシユヘ両説ヲ擧ケ出シタルナリ
何レニナリトモヨミタ音ヤウニヨムヘシ貫之
時代ノヨミヤウハ知レス也

一詞ノ伸縮キ（ケリヲヘバメタルナリ）ケリ（ケテシタナバメタルナリ）ケリノ切（キトヲヘバメタルナリ）音キトナル。ケリ（ケテシタナバケラシノベタルナリ）ラシノ切（ケリトヲヘバラシノベタルナリ）リ也チフ（イフヲチバメタルナリ）トイフ（チフヲノヘタルナリ）トイノ切チトナル也万葉集ニハ皆チフトアルヲチトテト音相通ナル故ニ轉ジテコヒステフナド、ヨメル也又ケリトヲハ開語也ケルト云ハ合語也リ轉シテルトナル也

一テニハノ略　テニハト云ハ助語也其大畧ヲ覚ユル諺ニ○ゾケル○コリケレ○ニタリ○ヤラント云○ゾケルトハ上ニゾト云タラバ下ニ必ズルト云フ也花ゾチリケルト云類也ケルニ限ラズナルモタルトモソルトモ云也○コリケレトハ上ニコソト云タラバ下ニ必レト云也思コソアレト云類也アレニ限ラズケレドモズレトモソレ共云也○ニタリトハ上ニニトイヘハ下ニ必リト云也アレニタリツキニケリト云類也タリケリニ限ラスナリトモセリトモ云也○ヤラントハ上ニヤトイハバ下ニ必ラント云也花ヤチルラントヽノ類也此ヤラント云ハ疑ノ詞也此外テニハノ品多シ是ハ大畧ヲ云也古哥ヲ

多ノ譜ズレバテニハニ通達スル也テニハニ通達セザレバ歌モヨマレズ和語ノ文章書レズテニハヲ知ラズシテヨミタル歌ハ其意聞エカタク又文章モ其意タガヒテ聞ワケラレズ

一神託　類聚三代格ニ曰弘仁三年九月廿六日太政官府應檢案神託宣事右權大納言正三位藤原朝臣園人宣偶奉勅怪異之事聖人不語妖言之罪法制非輕而諸国信民狂言申上寔繁或言及國家或妄陳禍福敗法乱紀尊甚於斯宜仰諸國令加檢案自今以後若有百姓輒稱託宣者不論男女隨事科決但有神託宣灼然其驗尤著者國司檢案定實言上

貞丈曰上古神託ヲ用ヒラル事如此中古以来僧徒妄ニ神託靈夢ナドヽ号シ朝家ヲ欺キ私願ヲ達セシ例多シ僧徒ノミニモ限ラズ神主巫覡等モ己ヲ利センガ為ニ神託ト偽ル事アリ

一古昏為證ハ凡故實ヲ考ルニ古昏ヲ以テ證トスル事アリ古代ノ昏ハ當時眼前ニ見ル所ノ躰ヲ直ニ寫シテ昏キタルモノナル故後代ニ至テ其昔ノ事ヲ考ル證ニナル也然レトモ其昔ノ昏ハ後代ノ證ニ備ヘトニフ志ニテ昏タルモノニ非レバ唯其事物ノ躰ノ大畧ヲ似セ寫スノミナリ又諺ニ所謂繪ヲラゴトモ文ル事アリ又細密

ナル事ヲ其トホリニ昼テハ昼躰見クルシキ故
省略スル事アリサレハ節昼信シテ證トスベキ
物ナレトモ取ベキ所アリ捨ツヘキ所アリ取捨
ハ学者ノ意ニ在リ古昼ナリトテモ悉ク信シテ
取捨セスハ誤ル支アルベシ

一伊勢神宮五部書　此五部ハ㊀寶基本記㊁御鎮
座傳記○御鎮座次第記㊂御鎮座本記㊃倭姫命
世記是也此五部外宮ニテ秘書トシテ用ユレド
モ内宮ニテハ不用之吉見左京大夫源幸和ガ五
部書説辨十二巻ヲ著シテ五部共皆偽書ナル事
ヲ明ニ辨シ其誣妄ヲ刺セリ甚快然タル書也其
中ニ御鎮座傳記辨ニ曰幸和按外宮祠官等五部書
ヲ撰スル主意如何トニ外宮祭ル神豊受神タル
事ヲ忌ミ天御中主國常立尊ト稱シ神号ヲ私ニ
変改セントト欲ス何者豊受神ト申スハ御饌ノ事ヲ
司トル神ナレバ内宮トハ甚卑シテ及ヒ難ク上
ノ御尊敬モ輕ク況ヤ諸人ハ外宮ノ神号サヘ知
ル人ナケレハ初穂賽錢ノ捧ル者ナク檀那モ減
少シテ祠官師職等貧窮ニ及フ支ヲ哀ミ内宮ト
相並ン事ヲ欲ス依テ御饌津神ヲ附會シ水神ノ
号ト称シ水ヨリ五穀ヲ生シ續命ノ術ヲナスト
云ヒ天御中主ノ神ハ高皇産灵尊ノ父ニシテ全ク

人體ナルヲモ理説ヲ以テ天ノ水中主神ト義ヲ取
リ直シテ御饌神ト一躰ノ称シ天御中主神ト國
常立尊ハ一神異名ナリト新説ヲ設ケ外宮ハ水氣
津神天御中主神此即国常立尊ニ水神ニヘ月神
トモ申ス内宮ハ日神ニシテ火徳外宮ハ月神ニ
シテ水徳ト申シ廣ク世ニ天日ト天月ト天ヲ照シ
坐ス如ク二宮一光隔ナキ幽契マシマス故ニ外
宮ヲモ天照ト申スト如此衆人ノ耳目ヲ蔽ヒ内
宮ヨリモ却テ弥増ニ尊貴ト神也天神七代ノ第
一ニシテ天照大神モ尊仰シ給フ御神ト教テ
中世以来外宮祠官代々其事ヲ筆記シ已レガ説

ハ人ノ信ズマシキヲ察シテ二所皇大神ノ託宣
ト称シ或ヒハ猿田彦大神ノ神託又ハ高皇産
霊尊ノ神託ト称シ又倭姫命ヲ雄略ノ朝マデ長
壽ト欺ヒテ倭姫ノ託宣ヲ述給フナド記シテ
已レガ欺ク事ヲ隠シ衆人ヲ誑カス外宮ノ事国
史官庭ニ載ラザルヲ怨ミ祠官自ラ五部書ヲ編
集シテ古キ祖先ノ述作ト称シ調御倉ニ納メ神
藏十六部極秘ノ神書ニテ六十未満ノ者不可拝
見ト傳来スト云フ又曰外宮ノ徒五部書ヲ偽作
スルハ両宮相双シ支ヲ卻シ日月陰陽水火ノ説
ヲ以テ外宮ヲ天御中主國常立尊ニセシコトヲ

欲シテ許多ノ書籍ヲ作リ數多ノ神託ヲ記スハ
此主意一ツニ在ノミ故ニ前後ノ繫多ナル文言
ハ此飾リニ添タルニテト知ルベシ因テ時代幽
齟奇怪妖妄ノ甚シキ者多シ度會延賢ガ傳記抄
如キ皆偽書ヲ引用ヒテ支證ニ備フ固外宮ノ徒
ナレバ偽書ノ證ニ偽書ヲ以テスルハ相應トヤ
ヲフヘケレトモ證スルニ足ラス○負文五部書說
辨全部ヲ讀ムニ五部共ニ佛經ノ語アリ老莊ノ
語アリ五行家ノ說アリ幸和遂一ニ排付セリ五
部書ハ偽書ナル事ヲ考ヘズシテ學者モ引用ル
事アリ誤ノナリ又五部ノ外ニ七部アリ合テ十
二部ト云ヒ七部モ亦同類ナルモノ也

一近世豪傑儒家ニテハ荻生茂卿公家故實ニテ
ハ壺井義知歌學者ニハ沙門契沖神道家ニハ吉
見幸和醫學家ニハ岡本一抱子書家ニハ細井知
慎等也其後高名ノ者アレトモ右六人ノ門ヨリ
出タリ

一好妄說者　諸僧神道者巫覡占ト者人相者軍者
水島流ノ諸礼者等也

一說神代ノ用理說ノ　大中臣能宣朝臣乃榊葉日記ニ
齊宮ノ忌詞ヲ記タル条ニ　まうれるをるをるをるを
り（とるちすやふる神の御代よりいぶるみこの

と火の神のはためを示とかりならてそのなき
しなきうはりこせきまずしらん火のこころ
をさうちて是説けりあり しこう説ちへらひ志
らすまうこみいそれみそ思ふたいまわりけり
しまるよこそあらひとりつるとまさわりとさき
太中とらこれ傳へ仰りらく真お梅比然と見違
故神代巻に陰陽五行相生相剋などの理説とん
く説く事を頒もてさるけるあり後世は猶あり
何事も理説と作くさへむ理の有まる事いなし
あさ理はおめし説くせかれどもそれは完説み
る事實よくたうふ事なり

一 奇妙秘傳　享保乃末つかたの比みやこりさん
道の辻に立て奇妙秘傳の方術を書きしるせるあり
下板して賣る者ありてき書をえしに皆きらされ
さるるがどうしなれども道理さうさつりその中
よりたとさ酔ざる秘傳あるしきうつして残
えしひるく食へし但食するもらしとえへうて
皆く此数の事を書つるも私り此外いてらまた
とりけうはどさき酔ざる秘傳ありし後し何事
も此よく心うけばまざるひのなるべしかはらか
き道理もてききまへざるはまざるひに出来るやけ
よりも奇妙秘傳の方術なり

一武士風俗　寛永正保以来貞享元禄以往の比まで の武士も戦国の余風にて武道を専一とし 下剋上にして甚人づら理屈つよく情こはく善 悪をかまはず我を通し人を負ることを 大恥(耻)とし或ひとおむらの初さかめ翁ひとりの 宮の小車と口論喧嘩 負死してたびさせもて 家来の小罪あるをこらしてもせし通 法なれども力にてもて武威を張る ゆへ俗にいふ金銀の車ハ人中にて初う もしふるひ物さしき車と沒法なる侍なども 紛来の駕かい必ずもとし貧ゆのうちひろど帰る

車をうしなひ町人などハ其のか車をとむあを 通うやまひしや古老の物語聞及ひし宝永の 比ろ御城内武士風ゆうきぎ武道もたれうり しが享保を乗て又武威をもしけ通ぶる武 威古を反ぎりしハ貧なりし有るる一しえの 世又武士風なまけ者て遠無恥色をあらはれ 出世の望を窓なり遠慢傲といく動とし 貧窮なる者金持なる町人なども結を乃交りを 結び金銀借りて迷惑乃ひ帰る迄 町人ハあるぎりかりしれ人中を金をして 八来直後乃ようりの物語人の言ようう

やみとるもし物淫し性をそこなひ接待の事成部矣し
たまく家業を勇むべきを知る共行ひて
も金銀の事を後にしてうるさてかるきうとんふう
さがりる事くさ武士風のおとなしく行末いろは
るべきを文以来沸騰の治世の中さ或を
遊女を置き或ハ情実し或を金銀の事を仕て
裕計をなし或を勇邪なる事を考セ金借しを殺
し或を初物百姓を苦しめを乱を乱
狂くを事をくを毎年二三人三四人遠流場遠
島を作る事多きを事ハ多きハ盗賊を
下部兼を殺をくを皆これ武士風のをれ

る故なり武士風のをを遠ふを貧窮なる故也
貧窮なるハ常に心早賤也心早賤なれも方の行
ひ早賤をなる故早賤なる事を志いぶ之共人
一人貧窮なるなくしてすせを貧窮なるを作
セ貧窮なれて心正きを人をまをなを守る故ふう
がうしき事ハせざる也

越後高關
澀谷葵疑
園蔔書記